

流山市地域防災計画 新旧対照表

平成 24 年度修正

第 2 編 風水害等対策編

※ 網かけ：平成 24 年度修正箇所

< 目 次 >

掲載項目	1
第2編 風水害等対策編	2
第1章 総則	2
第2章 災害予防計画	7
第3章 災害応急対策計画	39

掲載項目

ここでは、以下の項目の新旧対照表を掲載する。その他の項目については、「第1編 地震災害対策編」の新旧対照表を参照。

章	節
第1章 総則	第1節 計画の目的・構成 第2節 計画の基本方針（第1） 第5節 流山市（千葉県）の自然と災害（第5）
第2章 災害予防計画	第1節 訓練及び防災知識の普及（第1） 第2節 水害予防計画 第3節 土砂災害予防計画 第4節 風害予防計画 第5節 火災予防計画 第6節 雪害予防計画 第8節 避難対策（第1） 第11節 公共土木施設・建築物等の災害予防計画
第3章 災害応急計画	第1節 災害応急活動体制（第1～第3） 第2節 情報の収集・伝達計画（第1） 第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画（第3） 第5節 避難計画（第3） 第15節 雪害対策 第16節 帰宅困難者対策

第2編 風水害等対策編

第1章 総則

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第1編 風水害等対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・構成</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「風水害等対策計画編」として流山市防災会議が策定するものである。</p> <p>この計画では、過去の水害記録等から被害の規模を想定したうえで、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、流山市内での風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な風水害等の対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。</p> <p>2 計画の構成</p>	<p>第1編 風水害等対策編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的・構成</p> <p>1 計画の目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び流山市防災会議条例（昭和37年流山市条例第18号）第2条の規定に基づき「流山市地域防災計画」の「風水害等対策編」として流山市防災会議が策定するものである。</p> <p>この計画では、過去の水害記録等から被害の規模を想定したうえで、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある風水害等の災害に対処するため、流山市内での風水害等の災害に係る予防、応急対策及び復旧に関し、必要な体制を確立するとともに、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な風水害等の対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を風水害等の災害から保護し、被害を軽減することを目的とする。</p> <p>2 計画の構成</p> <p>流山市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害等対策編」、「大規模事故災害対策編」、「複合災害対策編」の4編で構成し、本編はこのうちの「風水害等対策編」である。</p>	<p>1-1</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>流山市地域防災計画の「風水害等対策計画編（以下「風水害等編」という。）」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の4章で構成する。</p> <p>（略）</p>	<div data-bbox="1081 252 1753 518" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>流山市地域防災計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震災害対策編 風水害等対策編 大規模事故災害対策編 複合災害対策編 </div> <p style="text-align: center;">図 1-1-1 計画の構成</p> <p>「風水害等対策編」は、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」及び「災害復旧計画」の4章で構成する。</p> <p>（略）</p>	
<p>第2節 計画の基本方針</p> <p>本計画の策定にあたり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>1 災害予防対策</p>	<p>第2節 計画の基本方針</p> <p>本計画の策定に当たり、施策の展開の基本方針を災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策のそれぞれについて掲げる。</p> <p>第1 計画の方針</p> <p>江戸川の堤防が決壊した場合等は甚大な被害が予想されるため、市としては、努めて市の有する能力をもって対処し、足らざる能力について、国及び県等の支援を受けることを基本とする。</p> <p>風水害等はある程度事前に予想することが可能なため、災害発生前から、あらかじめ活動体制の確立や避難等に当たり、発災直後から、市の全力をもって人命救助や応急活動に当たるとともに国及び県、並びに、他の市等に対して、全面的な支援を要請する。</p> <p>1 災害予防対策</p>	1-3

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ア 市民への災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努める。</p> <p>イ 市職員の防災資質の向上に努める。</p> <p>ウ 実践的な防災訓練を実施する。</p> <p>エ 地震に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の耐震性の強化を進める。</p> <p>オ 応援協力体制を整備、推進する。</p> <p>カ 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。</p> <p>キ 情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。</p> <p>ク 食糧備蓄を推進する。</p> <p>ケ 避難誘導體制の確立と安全な避難環境の創出に努める。</p> <p>コ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した防災対策の推進に努める。</p> <p>サ ボランティアの活動環境の整備を進める。</p> <p>シ 地域・事業所等における防災体制の強化を進める。</p> <p>ス 危険物等管理の強化を進める。</p> <p>セ 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。</p>	<p>ア 市民への地震災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織の育成強化に努め、地域防災力の向上を図る。</p> <p>イ 市職員の防災資質の向上に努める。</p> <p>ウ 実践的な防災訓練を実施する。</p> <p>エ 自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携した減災・防災への取り組みを図る。</p> <p>オ 減災や多重防御の視点に重きを置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災対策を推進する。</p> <p>カ 災害に強い地域づくりを進めるため、土地利用と建築物、構造物の整備を進める。</p> <p>キ 応援協力体制を整備、推進する。</p> <p>ク 防災拠点の整備を進めるとともに、各種資機材の備蓄、消防水利の推進及び消防力の強化を進める。</p> <p>ケ 情報収集・伝達体制の整備と情報通信施設の整備・強化を進める。</p> <p>コ 食糧備蓄を推進する。</p> <p>サ 避難誘導體制の確立と安全な避難環境の創出に努める。</p> <p>シ 高齢者、障害者等の災害時要援護者や女性に配慮した防災対策の推進に努める。</p> <p>ス ボランティアの活動環境の整備を進める。</p> <p>セ 地域・事業所等における防災体制の強化を進める。</p> <p>ソ 危険物等管理の強化を進める。</p> <p>タ 今後の災害対策に役立つ各種調査研究を進める。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>2 災害応急対策</p> <p>ア 市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。</p> <p>ウ 広報・広聴活動の充実・強化を図る。</p> <p>エ 被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。</p> <p>オ 災害時要援護者の安全確保を図る。</p> <p>カ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。</p> <p>キ 消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。</p> <p>ク 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。</p> <p>ケ 応急教育の確保を図る。</p> <p>コ 防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。</p> <p>サ 災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、民生安定を図る。</p> <p>イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。</p>	<p>2 災害応急対策</p> <p>ア 市及び防災関係機関における初動体制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 気象予警報や被害情報などの災害情報の収集伝達体制を整える。</p> <p>ウ 広報・広聴活動の充実・強化を図る。</p> <p>エ 被害情報の一元管理・共有体制の強化を図る。</p> <p>オ 被災者の安全な避難誘導と避難所の整備に努めるほか、水や食糧等の供給、医療や救助など救援救護活動の充実を図る。</p> <p>カ 災害時要援護者の安全確保を図る。</p> <p>キ 必要に応じ、自衛隊や周辺自治体の迅速な応援を得て応急対策を実施する。</p> <p>ク 消防、水防、警備、緊急輸送、交通規制など応急活動の充実を図る。</p> <p>ケ 水道、電気、ガス、電話等の生活関連施設等の迅速な応急復旧を図る。</p> <p>コ 応急教育の確保を図る。</p> <p>サ 防疫及び保健衛生に関する措置を徹底する。</p> <p>シ 災害廃棄物の処理及び住宅の応急復旧の迅速な実施を図る。</p> <p>ス 住宅の危険度判定を迅速に行い、二次災害を防ぐ。</p> <p>3 災害復旧対策</p> <p>ア 一般被災者や被災事業者への援護措置の充実を進め、市民生活の安定を図る。</p> <p>イ 生活関連施設等の迅速な本格復旧を図る。</p>	<p>1-4</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																				
<p>第5節 流山市（千葉県）の自然と災害</p> <p>第5 過去の災害</p> <p>（追加）</p> <p>注） 1)時間最大降水量 2)市消防本部北消防署の雨量データ。他の降雨量等のデータは、市消防本部の測定値である。</p> <p>(1) 昭和56年台風24号</p> <p>昭和56年10月22日から同23日未明にかけて襲来した台風24号は、192.3mmの降雨量となり、市内の坂川、富士川、大堀川、準用河川上富士川、同明神堀その他水路が氾濫し、床上浸水175世帯等の被害を生じ、本市のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市及び浦安市に災害救助法（昭和22年法律第118号）（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第2号）が適用された。</p>	<p>第5節 流山市（千葉県）の自然と災害</p> <p>第5 過去の災害</p> <table border="1" data-bbox="1077 359 1908 432"> <tr> <td>平成 20. 8. 30</td> <td>大雨</td> <td>127.0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土砂崩れ3カ所</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(153.0)</td> <td>14</td> <td>142</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注) 1)時間最大降水量。 2)市消防本部北消防署の雨量データ。 3)市消防本部東消防署の雨量データ。他の降雨量等のデータは、市消防本部の測定値である。</p> <p>(1) 昭和56年台風24号</p> <p>昭和56年10月22日から同23日未明にかけて襲来した台風24号は、192.3mmの降雨量となり、市内の坂川、富士川、大堀川、準用河川上富士川、同神明堀その他水路が氾濫し、床上浸水175世帯等の被害を生じ、本市のほか、市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市及び浦安市に災害救助法（昭和22年法律第118号）（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第2号）が適用された。</p> <p>(11) 平成20年8月30日夜の大雨・洪水</p> <p>平成20年8月30日午後6時7分、東葛飾地域に大雨洪水警報が発令され、野々下地先国土交通省雨量計で日雨量が160ミリメートル、特に、午後8時から10時までの2時間で140ミリメートル、午後9時から10時の間で時間当たり97ミリメートルと記録的な雨量を記録した。</p> <p>大雨により、床上浸水14世帯、床下浸水142世帯、市立東部中学校の道路沿い法面等土砂崩れ3箇所の被害をもたらした。</p>	平成 20. 8. 30	大雨	127.0							土砂崩れ3カ所			(153.0)	14	142						<p>1-32</p> <p>1-33</p> <p>1-35</p>
平成 20. 8. 30	大雨	127.0							土砂崩れ3カ所													
		(153.0)	14	142																		

第2章 災害予防計画

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 訓練及び防災知識の普及計画</p> <p>風水害等による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ確かな防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>このため市は、平常時から、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。</p> <p>第1 防災広報の充実</p> <p>【安心安全課】</p> <p>防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、災害多発期の前等、その他必要に応じ、効果的に実施することとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画</p> <p>第1節 訓練及び防災知識の普及計画</p> <p>風水害等による被害を最小限に止めるためには、市を中心とする防災関係機関の職員における迅速かつ確かな防災活動を行うための知識習得や意識醸成とともに、市民一人ひとりにおいても、日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。</p> <p>すなわち、「自助（自らの命は自ら守る）」、「共助（自分たちの地域は地域のみみんなで守る）」を基本理念とし、市民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、地域防災力の向上を図ることが重要である。</p> <p>このため市は、平常時から、防災計画、防災体制、災害時の心得及び避難救助の措置等について可能な限り多様な媒体を用いて広報を行い、市職員や市民に対して防災教育を行うことにより、防災知識の普及に努めるものとともに、防災訓練を通じて災害時の行動への習熟を図るものとする。</p> <p>第1 防災広報の充実</p> <p>【防災危機管理課、指導課】</p> <p>防災知識の普及に関する計画は、市職員並びに市民に対する防災知識の普及に関するもので、災害多発期の前等、その他必要に応じ、効果的に実施することとする。なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、地域における生活者の多様な視点を反映した わかりやすい広報資料の作成に努める。</p>	<p>2-1</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>1 広報すべき内容</p> <p>防災知識の普及にあたっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、わかりやすい広報資料の作成に努める。</p> <p>(1) 市地域防災計画の概要</p> <p>災害対策基本法第42条第4項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。</p> <p>(2) 災害予防に関する事項</p> <p>災害による被害の防止が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば、火災の予防又は台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するように務めるものとする。</p> <p>普及すべき内容は、次の項目を想定する。</p> <p>ア 防災制度の概要</p> <p>イ 災害の一般知識</p> <p>ウ 災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ）</p> <p>エ 災害対策基本法及び関係法の趣旨徹底</p> <p>オ 災害に対する心構え</p> <p>カ 被害報告及び避難方法の徹底</p> <p>キ 過去の災害の紹介</p> <p>ク 災害復旧等の生活確保に関する知識</p>	<p>1 広報すべき内容</p> <p>防災知識の普及にあたっては、特に、市民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に広報するものとする。なお、広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。</p> <p>(1) 市地域防災計画の概要の公表</p> <p>災害対策基本法第42条第3項に基づく「流山市地域防災計画」の要旨の公表は、流山市防災会議が流山市地域防災計画を作成し、又は修正したときに、その概要について行う。</p> <p>(2) 災害予防に関する事項</p> <p>災害発生時には、「自分の身の安全を守り、火災を出さず、被害を拡大させず、自らのまちを守る」ように努める必要がある。</p> <p>そのため、市は、市民に対し災害に対する知識や平常時及び災害時にとるべき措置等、次の内容について教育を行い、周知徹底を図るものとする。</p> <p>普及すべき内容は、次の項目を想定する。</p> <p>ア 防災制度の概要</p> <p>イ 災害の一般知識</p> <p>ウ 災害の種別と特性（地震、風水害、崖崩れ）</p> <p>エ 災害に対する心構え</p> <p>オ 被害報告及び避難方法の徹底</p> <p>カ 過去の災害の紹介</p> <p>キ 災害復旧等の生活確保に関する知識</p>	<p>2-2</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ケ 危険箇所の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害等の災害危険箇所の公表 ・ハザードマップの作成・公開 <p>(3) 災害時の心得</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象予警報の種別と対策 イ 避難する場合の携帯品 ウ 避難予定場所と経路等 エ 被災世帯の心得ておくべき事項 <p>2 実施方法</p> <p>ク インターネットの活用</p> <p>ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。</p> <p>エ 広報紙等</p>	<p>ク 危険箇所の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害・土砂災害等の災害危険箇所の公表 ・ハザードマップの作成・公開 <p>(3) 平常時の備え</p> <p>地震が発生した場合に備え、平常時から実施すべき以下の事項について周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 地域周辺の避難場所の確認 イ 3日分の水や食糧、携帯トイレ、トイレットペーパー、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）等の備蓄 ウ 住宅の耐震補強、家具・ブロック塀等の転倒防止対策 エ 消火器の準備、浴槽への水の確保等、初期消火への備え など <p>(4) 災害時の心得</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 気象予警報の種別と対策 イ 避難する場合の携帯品 ウ 避難予定場所と経路等 エ 被災世帯の心得ておくべき事項 <p>2 実施方法</p> <p>ア インターネットの利用</p> <p>ソーシャルネットワークサービス、ホームページ、安心メール等を活用し、防災知識の普及を図る。</p> <p>イ 広報紙等</p>	<p>2-3</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、パンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ながれやま（市広報紙）の利用 ・防災パンフレットの作成、全世帯配布 ・ポスター、チラシ等の利用 <p>ウ 防災行政無線、有線放送の利用</p> <p>防災行政無線及び有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。</p> <p>イ ラジオ、テレビの利用</p> <p>防災知識の普及啓発は、常時行うことが必要であるが、なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。</p> <p>ア 新聞の利用（略）</p> <p>オ 防災に関する講演会、説明会、座談会（略）</p> <p>カ 学校教育</p> <p>（ア） 児童生徒に対する防災教育</p> <p>小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状等があげられるが、これらの教育にあたっては起震車等の活用や防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。</p>	<p>広報紙等に防災関係記事を掲載し、また、ハザードマップ及びパンフレット等を住民に配布する等して、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報ながれやま（市広報紙）の利用 ・ハザードマップ及び防災パンフレットの作成、全世帯配布 ・ポスター、チラシ等の利用 <p>ウ 防災行政無線、有線放送の利用</p> <p>防災行政無線及び有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。</p> <p>エ 新聞の利用（略）</p> <p>オ 防災に関する講演会、説明会、座談会（略）</p> <p>カ 学校教育</p> <p>（ア） 児童生徒に対する防災教育</p> <p>小・中学校においては、児童・生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。</p> <p>指導内容としては、災害時の身体安全の確保方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状、地域の特徴や災害の教訓等があげられるが、これらの教育に当たっては起震車等の活用や防災マップの作成をはじめとする体験的学習を重視するほか、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努め</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(イ) 教員に対する防災教育</p> <p>指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法の指導者研修会等を通じて、教員の防災指導者としての資質向上を図る。</p> <p>キ 生涯学習を通じた防災教育（略）</p>	<p>る。</p> <p>また、市域は海に面していないが、外出先などで高潮被害に遭う可能性もあることから、高潮に関する防災教育を行う。</p> <p>(イ) 教員に対する防災教育</p> <p>指導のための手引書等の作成・配布及び心肺蘇生法の指導者研修会等を通じて、教員の防災指導者としての資質向上を図る。</p> <p>キ 生涯学習を通じた防災教育（略）</p> <p>3 災害教訓の伝承</p> <p>市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。</p>	2-4
<p>第2節 水害予防計画</p> <p>第1 治水対策の推進</p> <p>【河川課・宅地課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・県東葛飾地域整備センター】</p> <p>1 重要水防区域</p> <p>(1) 江戸川</p> <p>(略)</p> <p>江戸川の重要水防箇所は次のとおりである。</p> <p>表 江戸川重要水防箇所（略）</p>	<p>第2節 水害予防計画</p> <p>第1 治水対策の推進</p> <p>【河川課・宅地課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・県東葛飾土木事務所】</p> <p>1 重要水防区域</p> <p>(1) 江戸川</p> <p>江戸川の重要水防箇所は資料編のとおりである。</p> <p>《資料●》</p> <p>(表の削除)</p>	2-13

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(2) 利根運河 江戸川の重要水防箇所は次のとおりである。</p> <p>表 利根運河重要水防箇所（略）</p>	<p>(2) 利根運河 利根運河の重要水防箇所は資料編のとおりである。</p> <p>《資料●》 (表の削除)</p>	2-13
	<p>(3) 坂川 坂川の重要水防箇所は資料編のとおりである。</p> <p>《資料●》</p>	2-14
<p>2 重要水防箇所の巡視 大雨等の際、江戸川及び利根運河については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と連絡を密にし、重要水防箇所を重点として、堤防、樋門及び樋管等の状況を巡視する。 その他の河川については、県東葛飾地域整備センターと連絡を取り、土木部、消防本部及び消防団の協力を得て、大雨等の際には巡視する。</p>	<p>2 重要水防箇所の巡視 大雨等の際、江戸川、利根運河及び坂川については、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所と連絡を密にし、重要水防箇所を重点として、堤防、樋門及び樋管等の状況を巡視する。 その他の河川については、県東葛飾土木事務所と連絡を取り、土木部、消防本部及び消防団の協力を得て、大雨等の際には巡視する。</p>	2-14
<p>第2 洪水ハザードマップの作成 【河川課・安心安全課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・県東葛飾地域整備センター】 河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップの整備を推進し、防災マップと併せ、平成20年度に作成し、市民に周知する。</p> <p>1 浸水予想区域の調査把握</p>	<p>第2 洪水ハザードマップの作成 【河川課・防災危機管理課・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所・県東葛飾土木事務所】 河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、洪水ハザードマップと地震ハザードマップを活用し、市民に周知する。</p> <p>1 浸水予想区域の調査把握</p>	2-16

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>市は、水害による被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、浸水予想区域の把握に努めるものとする。江戸川における浸水想定区域図を次頁の図に示す（関東地方整備局江戸川河川事務所作成）。</p> <p>(1) 浸水予想区域の調査</p> <p>下記危険度評価基準により、浸水予想区域の調査を行う。</p> <p>■危険度評価基準■</p> <p>過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水(床下・床上)の被害が予想される河川。なお、降雨の規模は最大 50 mm/h あるいは 10 年確率規模を目安とする。</p> <p>2 浸水予想区域等の公表</p> <p>市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、浸水想定区域、浸水深、避難経路、避難場所等を記載した洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の公開や、広報紙等により、地域住民に対する周知に努めるものとする。</p> <p>また、市は、洪水ハザードマップを作成するにあたり、国や県から浸水実績図や浸水予想区域図等の提供、指導を受け、関係機関と協議して水防計画の見直し等防災対策の推進を図る。</p>	<p>市は、水害による被害の軽減を図るため、国や県による調査結果等をもとに、浸水予想区域の把握に努めるものとする。江戸川における浸水想定区域図を次頁の図に示す（関東地方整備局江戸川河川事務所作成）。</p> <p>(1) 浸水予想区域の調査</p> <p>下記危険度評価基準により、浸水予想区域の調査を行う。</p> <p>■危険度評価基準 ■</p> <p>過去に降雨による浸水により住宅区域に被害が発生したことがあり、その危険性が現在においても解消されていない河川流域で、家屋浸水(床下・床上)の被害が予想される河川。なお、降雨の規模は概ね 50 mm/h 程度とする。</p> <p>2 浸水予想区域等の公表</p> <p>市は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、浸水想定区域、浸水深、避難経路、避難場所等を記載した洪水避難地図（洪水ハザードマップ）の公開や、広報紙等により、地域住民に対する周知に努めるものとする。</p> <p>また、市は、洪水ハザードマップを作成するに当たり、国や県から浸水実績図や浸水予想区域図等の提供、指導を受け、関係機関と協議して水防計画の見直し等防災対策の推進を図る。</p>	
<p>第4 農作物の水害防止対策</p> <p>【河川課・農政課・農業委員会・流山市農業協同組合】</p> <p>(略)</p>	<p>第4 農作物の水害防止対策</p> <p>【河川課・農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】</p> <p>(略)</p>	2-18

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第5 道路災害による事故防止</p> <p>【安心安全課・道路管理課・警察署】</p> <p>1 パトロール （略）</p> <p>2 緊急時における措置 （略）</p> <p>3 異常気象時における交通規制 （略）</p>	<p>第5 道路災害による事故防止</p> <p>【防災危機管理課・道路管理課・警察署】</p> <p>1 道路施設等の整備</p> <p>台風や集中豪雨等により落石、法面崩壊、道路冠水等のおそれのある箇所については道路施設等の整備を進め、災害に強い道路づくりに努める。</p> <p>また、水害時における通行禁止道路の表示体制や迅速な通行禁止の措置について、流山警察署と協議し、検討します。</p> <p>2 パトロール （略）</p> <p>3 緊急時における措置 （略）</p> <p>4 異常気象時における交通規制 （略）</p>	<p>2-19</p> <p>2-20</p>
<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 危険箇所の調査把握</p> <p>【安心安全課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾地域整備センター】</p> <p>1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化</p> <p>崖崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最</p>	<p>第3節 土砂災害予防計画</p> <p>第1 危険箇所の調査把握</p> <p>【防災危機管理課・道路管理課・宅地課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】</p> <p>1 危険箇所の実態調査及び防災パトロール強化</p> <p>土砂災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小</p>	<p>2-21</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>小限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び崖崩れが生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。</p> <p>2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</p> <p>土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。</p> <p>この法律に基づく基礎調査及び警戒区域の指定等は県が行うものであり、市は、県へ必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(1) 土砂災害防止法による指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>「土砂災害警戒区域」は、土砂災害のおそれのある区域について知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」は、建物が破壊され、住民に大きな被害が生ずるおそれがある区域について、知事が市長の意見を聞いた上で指定す</p>	<p>限に止めるためには、まず事前措置として危険予想箇所についての地形、地質、地下水、立木、排水施設の状態及び土砂災害が生じた場合の付近の建物に及ぼす影響等を調査するほか、防災パトロールを実施する。</p> <p>2 土砂災害防止法に基づく対策の推進</p> <p>土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するために、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行された。</p> <p>この法律に基づく基礎調査及び警戒区域の指定等は県が行うものであり、市は、県へ必要な情報を提供するものとする。</p> <p>(1) 土砂災害防止法による指定</p> <p>ア 土砂災害警戒区域</p> <p>「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。</p> <p>イ 土砂災害特別警戒区域</p> <p>「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ず</p>	<p>2-22</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>るものである。</p> <p>(2) 危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>イ 想定されている衝撃に対し、建築物が安全であるかどうか建築確認を行う。</p> <p>ウ 住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の建築を行う場合の開発行為に一定の規制を行う。</p> <p>エ 著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転の勧告を図る。ただし、移転対象となる人に対して融資や資金の確保などの支援措置を行う。</p>	<p>るおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市長の意見を聞いた上で指定するものである。</p> <p>(2) 土砂災害特別警戒区域等における危険回避のためのソフト対策</p> <p>ア 市は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。</p> <p>イ 県は、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して、建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。</p> <p>ウ 県は、住宅宅地分譲や、老人ホーム、病院など災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。</p> <p>エ 県知事は、著しい損壊が生ずるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。国及び県は、この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																																																										
<p style="text-align: center;">表 土砂災害危険箇所¹一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">箇所番号</th> <th style="width: 80%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>II-1020</td><td>下花輪 1</td></tr> <tr><td>II-1026</td><td>思井 3</td></tr> <tr><td>II-1022</td><td>思井 1</td></tr> <tr><td>II-1025</td><td>思井 2</td></tr> <tr><td>III-1063</td><td>芝崎 1</td></tr> <tr><td>II-1023</td><td>芝崎 1</td></tr> <tr><td>II-1024</td><td>西平井 1</td></tr> <tr><td>I-2064</td><td>前ヶ崎</td></tr> <tr><td>II-1029</td><td>前ヶ崎 4</td></tr> <tr><td>II-1027</td><td>前ヶ崎 2</td></tr> <tr><td>II-1028</td><td>前ヶ崎 3</td></tr> <tr><td>II-1021</td><td>中 1</td></tr> <tr><td>I-0242</td><td>鱒ヶ崎</td></tr> <tr><td>I-0243</td><td>名都借 1</td></tr> <tr><td>I-0244</td><td>名都借 2</td></tr> </tbody> </table> <p>引用資料：千葉県土砂災害危険箇所マップ</p>	箇所番号	場 所	II-1020	下花輪 1	II-1026	思井 3	II-1022	思井 1	II-1025	思井 2	III-1063	芝崎 1	II-1023	芝崎 1	II-1024	西平井 1	I-2064	前ヶ崎	II-1029	前ヶ崎 4	II-1027	前ヶ崎 2	II-1028	前ヶ崎 3	II-1021	中 1	I-0242	鱒ヶ崎	I-0243	名都借 1	I-0244	名都借 2	<p style="text-align: center;">表 2-3-1 土砂災害危険箇所¹一覧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">箇所番号</th> <th style="width: 80%;">場 所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>II-1020</td><td>下花輪 1</td></tr> <tr><td>II-1026</td><td>思井 3</td></tr> <tr><td>II-1022</td><td>思井 1</td></tr> <tr><td>II-1025</td><td>思井 2</td></tr> <tr><td>III-1063</td><td>芝崎 1</td></tr> <tr><td>II-1023</td><td>芝崎 1</td></tr> <tr><td>I-2064</td><td>前ヶ崎</td></tr> <tr><td>II-1029</td><td>前ヶ崎 4</td></tr> <tr><td>II-1027</td><td>前ヶ崎 2</td></tr> <tr><td>II-1028</td><td>前ヶ崎 3</td></tr> <tr><td>II-1021</td><td>中 1</td></tr> <tr><td>I-0242</td><td>鱒ヶ崎</td></tr> <tr><td>I-0243</td><td>名都借 1</td></tr> <tr><td>I-0244</td><td>名都借 2</td></tr> </tbody> </table> <p>引用資料：千葉県土砂災害危険箇所マップ</p> <p style="text-align: center;">表 2-3-2 土砂災害特別警戒区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">指定箇所</th> <th style="width: 15%;">区域の名称</th> <th style="width: 20%;">自然現象の種類</th> <th style="width: 15%;">告示日</th> <th style="width: 10%;">警戒区域告示番号</th> <th style="width: 10%;">特別警戒区域告示番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名都借</td> <td>名都借 1</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>平成24年3月2日</td> <td>千第136号</td> <td>千第143号</td> </tr> </tbody> </table>	箇所番号	場 所	II-1020	下花輪 1	II-1026	思井 3	II-1022	思井 1	II-1025	思井 2	III-1063	芝崎 1	II-1023	芝崎 1	I-2064	前ヶ崎	II-1029	前ヶ崎 4	II-1027	前ヶ崎 2	II-1028	前ヶ崎 3	II-1021	中 1	I-0242	鱒ヶ崎	I-0243	名都借 1	I-0244	名都借 2	指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号	名都借	名都借 1	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第136号	千第143号	
箇所番号	場 所																																																																											
II-1020	下花輪 1																																																																											
II-1026	思井 3																																																																											
II-1022	思井 1																																																																											
II-1025	思井 2																																																																											
III-1063	芝崎 1																																																																											
II-1023	芝崎 1																																																																											
II-1024	西平井 1																																																																											
I-2064	前ヶ崎																																																																											
II-1029	前ヶ崎 4																																																																											
II-1027	前ヶ崎 2																																																																											
II-1028	前ヶ崎 3																																																																											
II-1021	中 1																																																																											
I-0242	鱒ヶ崎																																																																											
I-0243	名都借 1																																																																											
I-0244	名都借 2																																																																											
箇所番号	場 所																																																																											
II-1020	下花輪 1																																																																											
II-1026	思井 3																																																																											
II-1022	思井 1																																																																											
II-1025	思井 2																																																																											
III-1063	芝崎 1																																																																											
II-1023	芝崎 1																																																																											
I-2064	前ヶ崎																																																																											
II-1029	前ヶ崎 4																																																																											
II-1027	前ヶ崎 2																																																																											
II-1028	前ヶ崎 3																																																																											
II-1021	中 1																																																																											
I-0242	鱒ヶ崎																																																																											
I-0243	名都借 1																																																																											
I-0244	名都借 2																																																																											
指定箇所	区域の名称	自然現象の種類	告示日	警戒区域告示番号	特別警戒区域告示番号																																																																							
名都借	名都借 1	急傾斜地の崩壊	平成24年3月2日	千第136号	千第143号																																																																							

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																						
<p>3 急傾斜地の指定及び指定基準の概要</p> <p>(1) 急傾斜地の指定</p> <p>急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県は市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行うものとする。</p> <p>なお、本市における県知事が指定している急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="219 794 913 1153"> <caption>表 鱒ヶ崎字塚ノ腰急傾斜地崩壊危険区域</caption> <thead> <tr> <th>高さ</th> <td>8～13m</td> <th>長さ</th> <td>120m</td> </tr> <tr> <th>傾斜度</th> <td>75度</td> <th>地質</th> <td>洪積ローム</td> </tr> <tr> <th>家屋数</th> <td>20戸</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <th rowspan="4">所在地</th> <td colspan="4">流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰</td> </tr> <tr> <td>1263-1</td> <td>1263-2</td> <td>1264-1</td> <td>1264-2 1264-7</td> </tr> <tr> <td>1264-8</td> <td>1264-9</td> <td>1264-10</td> <td>1264-19 1264-41</td> </tr> <tr> <td>1264-56</td> <td>1264-58</td> <td>1264-64</td> <td>1265 1266-2</td> </tr> <tr> <th></th> <td>1267-2</td> <td>1267-4</td> <td>1269-10</td> <td></td> </tr> <tr> <th>指定避難場所</th> <td colspan="3">思井福祉会館・鱒ヶ崎小学校グラウンド</td> </tr> </thead></table> <p>(2) 指定基準の概要</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第1条の2に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。</p>	高さ	8～13m	長さ	120m	傾斜度	75度	地質	洪積ローム	家屋数	20戸			所在地	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰				1263-1	1263-2	1264-1	1264-2 1264-7	1264-8	1264-9	1264-10	1264-19 1264-41	1264-56	1264-58	1264-64	1265 1266-2		1267-2	1267-4	1269-10		指定避難場所	思井福祉会館・鱒ヶ崎小学校グラウンド			<p>3 急傾斜地の指定及び指定基準の概要</p> <p>(1) 急傾斜地の指定</p> <p>急傾斜地の崩壊により、相当数の居住者に危害が生ずるおそれのある地域、及び崩壊を助長、誘発するおそれのある地域で、危険度が高く緊急性があり、かつ、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県は市と協議の上、順次「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行うものとする。</p> <p>(2) 指定基準の概要</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」第1条の2に基づき、以下に該当する急傾斜地について、県知事が必要と認めるもの。</p>	<p>2-23</p>
高さ	8～13m	長さ	120m																																					
傾斜度	75度	地質	洪積ローム																																					
家屋数	20戸																																							
所在地	流山市鱒ヶ崎字塚ノ腰																																							
	1263-1	1263-2	1264-1	1264-2 1264-7																																				
	1264-8	1264-9	1264-10	1264-19 1264-41																																				
	1264-56	1264-58	1264-64	1265 1266-2																																				
	1267-2	1267-4	1269-10																																					
指定避難場所	思井福祉会館・鱒ヶ崎小学校グラウンド																																							

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ア 急傾斜地の勾配が30度以上の場合</p> <p>イ 急傾斜地の高さが5メートル以上である場合</p> <p>ウ 急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は5戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合</p>	<p>ア 急傾斜地崩壊危険区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の勾配が30度以上の場合・急傾斜地の高さが5メートル以上である場合・急傾斜地の崩壊により官公署、学校、病院、旅館等又は5戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合 <p>イ 急傾斜地崩壊危険箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の勾配が30度以上の場合 アと共通 急傾斜地の高さが5メートル以上である場合 アと共通 急傾斜地の崩壊により1戸以上の人家に危害が生ずるおそれのある場合 <p>もしくは今後新規の住宅立地が見込まれる箇所（急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面）</p> <p>なお、本市における県知事が指定している急傾斜地崩壊危険区域は、次のとおりである。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																					
	<p style="text-align: center;">表 2-3-3 急傾斜地一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>箇所番号</th> <th>場 所</th> <th>指定区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>156</td> <td>鱒ヶ崎</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域指定地</td> </tr> <tr> <td>I-0242</td> <td>鱒ヶ崎</td> <td rowspan="4">急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家5戸以上）</td> </tr> <tr> <td>I-0243</td> <td>名都借 1</td> </tr> <tr> <td>I-0244</td> <td>名都借 2</td> </tr> <tr> <td>I-2064</td> <td>前ヶ崎</td> </tr> <tr> <td>II-1020</td> <td>下花輪 1</td> <td rowspan="10">急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家1～4戸）</td> </tr> <tr> <td>II-1021</td> <td>中 1</td> </tr> <tr> <td>II-1022</td> <td>思井 1</td> </tr> <tr> <td>II-1023</td> <td>芝崎 1</td> </tr> <tr> <td>II-1025</td> <td>思井 2</td> </tr> <tr> <td>II-1026</td> <td>思井 3</td> </tr> <tr> <td>II-1027</td> <td>前ヶ崎 2</td> </tr> <tr> <td>II-1028</td> <td>前ヶ崎 3</td> </tr> <tr> <td>II-1029</td> <td>前ヶ崎 4</td> </tr> <tr> <td>III-1063</td> <td>芝崎 1</td> <td>急傾斜地崩壊危険箇所に準ず る斜面 （今後新規の住宅立地が見込 まれる箇所）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; font-size: small;">出典：千葉県地域防災計画 平成21年度修正, pp.750, 766, 791, 848</p>	箇所番号	場 所	指定区分	156	鱒ヶ崎	急傾斜地崩壊危険区域指定地	I-0242	鱒ヶ崎	急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家5戸以上）	I-0243	名都借 1	I-0244	名都借 2	I-2064	前ヶ崎	II-1020	下花輪 1	急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家1～4戸）	II-1021	中 1	II-1022	思井 1	II-1023	芝崎 1	II-1025	思井 2	II-1026	思井 3	II-1027	前ヶ崎 2	II-1028	前ヶ崎 3	II-1029	前ヶ崎 4	III-1063	芝崎 1	急傾斜地崩壊危険箇所に準ず る斜面 （今後新規の住宅立地が見込 まれる箇所）	
箇所番号	場 所	指定区分																																					
156	鱒ヶ崎	急傾斜地崩壊危険区域指定地																																					
I-0242	鱒ヶ崎	急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家5戸以上）																																					
I-0243	名都借 1																																						
I-0244	名都借 2																																						
I-2064	前ヶ崎																																						
II-1020	下花輪 1	急傾斜地崩壊危険箇所（保全 人家1～4戸）																																					
II-1021	中 1																																						
II-1022	思井 1																																						
II-1023	芝崎 1																																						
II-1025	思井 2																																						
II-1026	思井 3																																						
II-1027	前ヶ崎 2																																						
II-1028	前ヶ崎 3																																						
II-1029	前ヶ崎 4																																						
III-1063	芝崎 1		急傾斜地崩壊危険箇所に準ず る斜面 （今後新規の住宅立地が見込 まれる箇所）																																				
<p>第2 警戒避難体制の整備</p> <p>【安心安全課・道路管理課・消防防災課・県東葛飾地域整備センター】</p> <p>1 危険箇所の周知</p> <p>市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、説明会の</p>	<p>第2 警戒避難体制の整備</p> <p>【防災危機管理課・道路管理課・消防防災課・県東葛飾土木事務所】</p> <p>1 危険箇所の周知</p> <p>市は、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、土砂災害危険箇所マップの作成、広報誌、パンフレットの配布、</p>	2-24																																					

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。</p> <p>また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、指導の徹底を図る。</p> <p>3 警戒体制の確立</p> <p>土砂災害は、降雨後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。</p> <p>5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備</p> <p>工 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。</p> <p>6 がけくずれ警報の発令</p> <p>県が市に対して、がけ崩れ災害に対処するため、次の基準によりがけくずれ警報を発令する。</p> <p>市は、がけくずれ警報が発令されたときは、直ちに周辺住民に対し周知徹底するとともに体制の強化を図るものとする。</p>	<p>説明会の開催、更には現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努めるものとする。</p> <p>また、崖に隣接する住宅地域が発生しないよう、開発行為又は土砂採取時において、指導の徹底を図る。</p> <p>3 警戒体制の確立</p> <p>土砂災害は、降雨後時間をおいて発生することもあり、災害発生後は危険度の高い斜面を中心に、危険な徴候がないか警戒することが重要である。したがって、平常時から危険と思われる斜面の監視体制や通信手段等を確立しておくものとする。</p> <p>また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 警戒・避難・救護等緊急対策に関する体制整備</p> <p>エ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の伝達、地区の情報収集等の防災活動を行うものとする。</p> <p>6 土砂災害警戒情報の発表</p> <p>ア 土砂災害警戒情報</p> <p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも</p>	<p>2-25</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>がけくずれ警報の発令基準</p> <p>次の2要件を総合的に判断して「がけくずれ」の発生が予想されるときに発令するものとする。</p> <p>ア 大雨注意報が発令されているとき。</p> <p>イ 1時間雨量が40mmをこえることが予想されるとき、又はすでに100mmの雨が降った以降において、1時間雨量が20mmをこえることが予想されるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発令者：知事 ・発令先：市長 	<p>利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。</p> <p>イ 土砂災害警戒情報の発表単位</p> <p>土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。</p> <p>ウ 土砂災害警戒情報の発表基準</p> <p>大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報の解除基準</p> <p>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。</p> <p>オ 土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。</p> <p>カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。</p> <p>(イ) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。</p> <p>また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第3 防災知識の普及・啓発</p> <p>【安心安全課・消防防災課】</p>	<p>第3 防災知識の普及・啓発</p> <p>【防災危機管理課・消防防災課】</p>	2-26
<p>第4 造成地の予防対策</p> <p>【宅地課】</p> <p>1 造成宅地等の安全性の確保</p> <p>新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、宅地造成工事許可基準及び開発許可基準（都市計画法）に従って措置する。</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域等、災害危険度の高い区域内の土地については、開発計画を抑制するよう指導する。</p>	<p>第4 造成地の予防対策</p> <p>【建築住宅課・宅地課】</p> <p>1 造成宅地等の安全性の確保</p> <p>新規の宅地造成工事について、盛土造成地の滑動崩落発生を抑制するため、都市計画法又は市開発事業の許可基準等に関する条例の規定に従って措置する。</p> <p>災害危険区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域について原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。</p> <p>また、既存の造成宅地において、特に甚大な被害発生の危険性が高く、宅地造成等規制法施行令で定める基準に該当する区域については、宅地造成等規制法第20条第1項に基づく「造成宅地防災区域」の指定を知事に要請する。</p>	2-26
<p>第5 土地利用の適正化</p> <p>【安心安全課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課】</p> <p>安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るものとする。</p> <p>1 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保</p> <p>市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。</p> <p>また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保とい</p>	<p>第5 土地利用の適正化</p> <p>【防災危機管理課・まちづくり推進課・都市計画課・建築住宅課・宅地課】</p> <p>安全を重視した、総合的な土地利用の確保を図るため、市内の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。</p> <p>また、災害に弱い地区については、土地利用について安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。</p>	2-27

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>う観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。</p> <p>2 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用 危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法（明治30年法律第29号）の適切な運用を図る。</p>		
	<p>第6 調整池等災害対策 【農政課】 老朽化により、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある調整池について、県は、「農業用ため池台帳」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。</p>	2-27
	<p>第7 孤立するおそれのある地域対策 【防災危機管理課】 水害等で孤立するおそれのある地域の把握に努め、予防措置等を検討する。</p>	2-27
<p>第4節 風害予防計画 第1 建造物等の風害予防措置 【建築住宅課】 市は、建物の倒壊防止のため、次の措置を指導・啓発して安全を図る。 ア はがれやすい戸や窓、弱い壁等を筋交い、支柱等で補強する。 イ 棟木、母屋、梁等をかすがいで止め、トタンには垂木を打つ等して補い、煉瓦は針金で補強する。</p>	<p>第4節 風害予防計画 第1 建造物等の風害予防措置 【建築住宅課】 市は、建物の倒壊防止のため、次の措置を指導・啓発して安全を図る。 ア はがれやすい戸や窓、弱い壁等を筋交い、支柱等で補強する。 イ 屋根を支える構造材は金物等で補強し、トタンには垂木を打つ等して補い、瓦は針金で補強する。</p>	2-28

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第2 農作物等の風害防止対策</p> <p>【農政課・農業委員会・流山市農業協同組合】</p> <p>農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p> <p>農作物の風害防止については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(3) 多目的防災網の設置</p> <p>果樹は、風害、降雹、鳥害獣等を防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及している。</p> <p>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。</p> <p>風害及び降雹の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。</p>	<p>第2 農作物等の風害防止対策</p> <p>【農政課・農業委員会事務局・とうかつ中央農業協同組合】</p> <p>農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーン現象や降雹を伴う局地的な強風等がある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥し、風による土壌侵食を生ずる。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与える。</p> <p>農作物の風害防止については、市及び農業協同組合等を通じて適切な指導を行い、被害の軽減に努めるものとする。</p> <p>(3) 多目的防災網の設置</p> <p>果樹は、風害対策として、暴風林やネットを設置してきたが、最近は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。</p> <p>この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。</p> <p>強風害及び降雹を伴う強風害の被害等を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。</p>	<p>2-28</p> <p>2-29</p>
<p>第3 街路樹等の風害防止対策</p> <p>【農政課・道路管理課・みどりの課】</p> <p>街路樹の風害予防措置としては、支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束への点検等の対策を講じる。</p>	<p>第3 街路樹等の風害防止対策</p> <p>【農政課・道路管理課・みどりの課】</p> <p>街路樹の風害予防措置としては、根付くまでは支柱で補強する等の措置を講じる。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束への点検等の対策を講じる。</p>	<p>2-29</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第5節 火災予防計画</p> <p>第2 住宅防火対策</p> <p>【都市計画課・建築住宅課・予防課・まちづくり推進課・みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農政課・農業委員会・消防防災課・西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所】</p> <p>1 建築物の不燃化の促進</p> <p>市は、建築物が密集し、災害により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。</p> <p>(1) 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>防火地域及び準防火地域の指定にあたっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。</p> <p>ウ 防火地域・準防火地域以外の地域</p> <p>防火地域・準防火地域以外の市街地においては、延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。</p>	<p>第5節 火災予防計画</p> <p>第2 住宅防火対策</p> <p>【建築住宅課・宅地課・予防課・まちづくり推進課・みどりの課・河川課・道路管理課・道路建設課・農政課・農業委員会事務局・消防防災課・西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所】</p> <p>1 建築物の不燃化の促進</p> <p>市は、建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域については、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進するものとする。</p> <p>(1) 防火地域・準防火地域の指定</p> <p>防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元自治会及び住民の理解と協力を得て、指定のための要件が整ったところから順次指定を行うものとする。</p> <p>ウ 防火地域・準防火地域以外の地域</p> <p>防火地域・準防火地域以外の地域では、延焼の防止を図るため建築基準法22条及び23条により、屋根及び外壁については防火性能の高い材料で建築しなければならない地域として定めている。</p>	<p>2-30</p> <p>2-31</p>
<p>表 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法） （略）</p> <p>表 防火地域の指定状況 平成19年3月31日現在</p>	<p>表 防火地域・準防火地域の建築規制（建築基準法） （略）</p> <p>表 防火地域の指定状況 平成22年4月1日現在</p>	<p>2-32</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(略)</p> <p>2 市街地の整備 木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行う等して、都市の防災化に努める。</p> <p>3 延焼遮断帯の整備 (1) 道路の整備 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 市街地の整備 木造家屋が密集している既成市街地及び道路等の公共施設が未整備のまま市街化が見込まれる地域等については、土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し、建築物の不燃化や道路、公園、下水道及びライフライン等の都市基盤整備を行う等して、都市の防災化に努める。 また、つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業は、防災上安全で健全な市街地となるようする。</p> <p>3 延焼遮断帯の整備 (1) 幹線道路の整備 (略)</p>	<p>2-33</p> <p>2-34</p>
<p>第3 消防組織及び施設の整備充実 【消防総務課・消防防災課】 2 消防施設等の整備充実 (1) 消防組織 ア 常備消防の強化 市は、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図っていく。</p>	<p>第3 消防組織及び施設の整備充実 【消防総務課・消防防災課】 2 消防力の強化 (1) 消防組織の拡充強化 ア 常備消防の強化 市は、災害の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の強化を図っていく。</p>	<p>2-35</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(2) 消防施設等の整備充実 イ 消防水利</p> <p>火災に備え、貯水槽の計画的配備を推進するほか、河川、池等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。</p>	<p>(2) 消防署の整備</p> <p>最近における市街化の動向や地域の特性を踏まえ、各方面の火災に対し迅速な活動が図れるよう、消防署の適切な配置、施設・設備の近代化等を推進し、消防体制の強化を図る。現在、南消防署建設事業（建替え）を実施中である。</p> <p>(3) 消防施設等の整備充実 イ 消防水利</p> <p>火災に備え、耐震性貯水槽の計画的配備を推進するほか、河川、池等の自然水利及びプール等の消防活動上有効な水利は、あらかじめ関係者と協議のうえ消防水利としての活用を図り、水利の多様化及び適正配置に努める。</p>	2-36
<p>第4 火災予防についての啓発 【予防課・消防署】</p> <p>平常時から、災害に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。</p> <p>1 一般家庭に対する指導</p> <p>春秋の火災予防運動期間中、市内の一般家庭を対象に防災診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。</p> <p>また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、初期消火活動についての的確な知識の普及を図る。</p>	<p>第4 火災予防についての啓発 【予防課・消防署】</p> <p>平常時から、災害に備えた適切な出火防止策が図られるよう、各家庭への指導や重要施設への立入検査、安全指導等の徹底に努める。</p> <p>1 一般家庭に対する指導</p> <p>春秋の火災予防運動期間中、市内の一般家庭を対象に防火診断を実施し、各戸の火災予防への取り組みについて指導する。</p> <p>また、講習会や各種訓練等の機会を通じて、消火器の使用方法、初期消火の方法等について指導を行い、初期消火活動についての的確な知識の普及を図るとともに、防災製品の活用を推進する。</p>	2-36

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>2 防火管理者等の育成・指導</p> <p>(1) 防火管理者</p> <p>防火管理者については、毎年、防火管理者資格取得講習会を実施して資格者を養成し、所属事業所の消防計画を立てさせ、自主防災管理の徹底を図る。</p> <p>防火管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 火災通報及び避難訓練の実施</p> <p>イ 消防用設備等の点検整備</p> <p>ウ 火気の使用及び取り扱いに関する監督</p> <p>エ 建物の収容人員の管理等</p>	<p>2 防火管理者等の育成・指導</p> <p>(1) 防火管理者</p> <p>防火管理者については、毎年、防火管理者資格取得講習会を実施して資格者を養成し、所属事業所の消防計画を立てさせ、自主防災管理の徹底を図る。</p> <p>防火管理者の業務は、次のとおりとする。</p> <p>ア 初期消火、火災通報及び避難訓練の実施</p> <p>イ 消防用設備等の点検整備</p> <p>ウ 火気の使用及び取り扱いに関する監督</p> <p>エ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理</p> <p>オ 建物の収容人員の管理等</p>	2-37
<p>第6節 雪害予防計画</p> <p>第1 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪目標</p>	<p>第6節 雪害予防計画</p> <p>第1 道路雪害防止対策</p> <p>(1) 除雪目標</p>	2-39

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																								
<p style="text-align: center;">表 除雪目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">道路種別</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>歩道部及び歩道橋</td> <td>歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	除雪目標	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。	主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	市道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。	<p style="text-align: center;">表 2-6-1 除雪目標</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">道路種別</th> <th>除雪目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道</td> <td>2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>主要地方道</td> <td>2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。</td> </tr> <tr> <td>一般県道</td> <td>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>市道</td> <td>1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。</td> </tr> <tr> <td>歩道部及び歩道橋</td> <td>歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。</td> </tr> </tbody> </table>	道路種別	除雪目標	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。	主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	市道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。	歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。	
道路種別	除雪目標																									
一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。																									
主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。																									
一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。																									
市道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。																									
歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。																									
道路種別	除雪目標																									
一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 全幅員除雪は早期に実施すること。																									
主要地方道	2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1車線幅員で待避所を設ける。 全幅員除雪は早期に実施すること。																									
一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。																									
市道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。																									
歩道部及び歩道橋	歩道は、通学路を優先とし、除雪に努めるものとする。 なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険の内容処置するものとする。 歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。																									
<p>第7節 第2款 防災施設の整備</p> <p>第5 避難施設の整備</p> <p>【安心安全課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課】</p> <p>災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。</p>	<p>第8節 避難対策</p> <p>災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。</p> <p>第1 避難施設等の整備</p> <p>【防災危機管理課・コミュニティ課・市民課・介護支援課・高齢者生きがい推進課・障害者支援課・子ども家庭課・保育課、学校教育課、教育総務課】</p> <p>災害が発生した場合に、住民が安全に避難できるよう、避難場所の確保や避難誘導體制の整備を推進し、避難施設の確保・整備に努める。</p>	2-62																								

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>2 避難場所及び避難所等の確保</p> <p>発災後、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。</p> <p>このため、避難場所及び避難所等の施設の指定及び整備を積極的に行う。</p> <p>(1) 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定</p> <p>市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。</p>	<p>1 避難場所及び避難所等の確保</p> <p>発災後、危険を逃れるために避難する住民を受け入れる場所を確保するとともに、住居を喪失する等引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的として施設を提供することが必要である。</p> <p>このため、避難場所及び避難所等の施設の指定及び整備を積極的に行う。</p> <p>なお、新東谷地区に整備された防災広場は、防災倉庫、災害用井戸、かまどベンチ、マンホールトイレ等を設置されていることから、救援部隊等の活動拠点、ヘリコプターの臨時離着陸場、防災訓練の実施等積極的に活用を図る。</p> <p>平成27年4月開校予定の（仮称）新市街地地区小中学校併設校についても、上記と同様の防災広場として整備に努める。</p> <p>また、平成27年度オープン予定の新体育館については、防災備蓄倉庫、電気・ガス2系統による空調、非常用発電機、雨水を利用した多目的トイレ等の設備を整備するとともに、1700人×3日分の飲料水等を備蓄する。確保等の防災関係施設の整備を行う。</p> <p>さらに、江戸川の堤防が決壊又は氾濫した場合、浸水想定区域内の住民等が一時的に避難できるよう、浸水想定区域内の小・中学校の屋上への避難も視野に入れた対策を行うとともに、マンション等との協定締結を検討する。</p> <p>2 避難場所、避難所及び広域避難場所の指定</p> <p>市は、居住場所を確保できなくなった者に対して収容保護を目的とした安全な場所を考慮し、避難場所、避難所及び広域避難場所を指定する。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ア 避難場所の指定 （略）</p> <p>イ 避難所の指定 災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の一時的宿泊滞在が可能なような設備・施設を有すること。 ・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。 ・情報の伝達上の便利が得やすいこと。 ・耐災害性に比較的優れていること。（耐倒壊・耐火・耐水害等） ・なるべく公共施設であること。 <p>・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。</p> <p>・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための</p>	<p>避難所の整備については「災害時における避難所運営の手引き（千葉県、平成21年10月）」と次の点に留意する。</p> <p>(1) 避難場所の指定 （略）</p> <p>(2) 避難所の指定 災害による建物の倒壊、焼失等で住居を失った者を収容し保護するための仮宿泊施設として、小・中学校、高等学校、大学、福祉会館、保育所、公民館等の公共施設を避難所に指定する。避難所施設指定の目安を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をであること。 ・被災者の現在地の最寄り場所に設置できるよう市内全域に確保すること。 ・避難所に指定した建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。 ・避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備が整備できること。 ・避難場所に避難生活に必要な物資等が備蓄できること。 ・避難生活の長期化、高齢者・障害者等の災害時要援護者に対応するため、特別の避難施設（福祉避難所）の整備に努め、簡易ベッド、簡易便所等の整備及び避難時の介助員の配置等についても検討する。 ・間切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための 	<p>2-63</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>設備の整備に努める。</p> <p>ウ 広域避難場所の指定 （略）</p> <p>(2) 避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備 市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。 なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。</p> <p>ア 食糧、飲料水等 イ 生活必需品 ウ ラジオ エ 通信機材 オ 放送設備 カ 照明設備(非常用発電機を含む。) キ 炊き出しに必要な資機材及び燃料 ク 給水用資機材 ケ 救護所及び医療資機材 コ 物資の集積所 サ 仮設のプレハブ又はテント</p>	<p>設備の整備に努めるとともに、女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するように努める。</p> <p>・公民館については、エアコンや和室、小部屋等の設備・施設が設置されているため、災害時要援護者を優先的に受け入れる体制を整備する。</p> <p>(3) 広域避難場所の指定 （略）</p> <p>3 避難場所及び避難所の備蓄物資及び設備の整備 市は、避難場所及び避難所に必要な食糧及び資機材等をあらかじめ整備し、又は災害時に直ちに供給できるよう準備に努める。 なお、必要と思われる備蓄品の主なものは、次に示すとおり。</p> <p>ア 食糧、飲料水等 イ 生活必需品（毛布、簡易トイレを含む。） ウ ラジオ エ 通信機材 オ 放送設備 カ 照明設備(非常用発電機を含む。) キ 炊き出しに必要な資機材及び燃料 ク 給水用資機材 ケ 救護所及び医療資機材（常備薬を含む。） コ 物資の集積所 サ 仮設のプレハブ又はテント</p>	<p>2-64</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>シ 工具類</p> <p>6 ヘリコプターの緊急離着陸場の確保 避難所における緊急時のヘリコプター離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。</p>	<p>シ 工具類</p> <p>ス 避難者情報作成用具類</p> <p>また、設備については、備蓄物資を保管する備蓄倉庫、応急給水が行える前までの間、水を確保するための防災井戸又は耐震性貯水槽の整備を行うとともに、必要とする規模の非常用発電機等の整備に努める。</p> <p>4 ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保 避難所における緊急時のヘリコプター離着陸場については、特に、避難住民の安全性等を考慮し、避難場所と緊急離着陸場の区別等所要の措置を講じるものとする。</p> <p>また、市内の民間ヘリポート施設と災害協定締結等の連携強化を図る。</p>	
<p>第10節 公共土木施設・建築物等の災害予防計画</p> <p>第1 道路及び交通施設の安全化</p> <p>【道路管理課・道路建設課・県東葛飾地域整備センター・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・総武流山電鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>1 道路施設の整備</p>	<p>第11節 公共土木施設・建築物等の災害予防計画</p> <p>第1 道路及び交通施設の安全化</p> <p>【道路管理課・道路建設課・県東葛飾土木事務所・東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・流鉄(株)・首都圏新都市鉄道(株)】</p> <p>1 道路施設の整備</p> <p>(5) 早期復旧・復興のための事前準備</p> <p>市では、大規模災害時、速やかに復旧・復興に向けて立ち上げるため、道路区域路線図を作成している。災害に見舞われた地区の街区について、GPSや電子基準点等から復元し、また、道路位置を確定し生活に必要なライフラインの整備を行うことを目的としている。</p>	<p>2-84</p> <p>2-85</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第2 ライフライン施設の強化</p> <p>1 水道施設</p> <p>【市水道局】</p> <p>(1) 速やかに復旧できる水道づくり</p> <p>被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の補強、基幹施設のゆとりを加味した施設整備を行う。</p> <p>ア 取・導水施設</p> <p>取・導水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、整備補強を行うものとする。</p> <p>イ 浄・配水施設</p> <p>浄・配水施設の常時監視を実施して保守に努めるとともに、整備補強を行い、冠水等による二次災害の防止を図る。</p> <p>ウ 送水施設</p> <p>石綿セメント管及び経年管の取り替えを進めるほか、継ぎ手の整備等を行う。</p> <p>(2) 広域的バックアップ体制の整備等</p> <p>広域的バックアップ体制の整備や緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。</p> <p>2 下水道施設</p> <p>【下水道建設課】</p> <p>ポンプ設備等の重要施設については、施設の他系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点を</p>	<p>第2 ライフライン施設の強化</p> <p>1 水道施設</p> <p>【水道局工務課】</p> <p>(1) 速やかに復旧できる水道づくり</p> <p>市水道局は、流山市水道事業基本計画（平成23年3月）に基づき、被災しても速やかに復旧できる水道づくりを進める。</p> <p>(2) 広域的バックアップ体制の整備等</p> <p>水道施設の被災に迅速に対応するため、日本水道協会、流山市管工事協同組合などのバックアップの強化を行うことにより、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を確保する。</p> <p>2 排水施設</p> <p>【道路管理課・河川課】</p> <p>ポンプ設備等の重要施設については、施設の他系統化・複数化、予備の確保等で機能の充実を図り、補修が容易な構造とし、復旧対策に重点を</p>	<p>2-86</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>おいた整備を図る。</p> <p>また、施設の維持・管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。</p> <p>3 電力施設</p> <p>【東京電力(株)東葛支社】</p> <p>(1) 災害予防計画目標</p> <p>建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路示方書等の基準水平震度とする。</p> <p>なお、洪水対策は、洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。</p> <p>(2) 防災施設の現況</p> <p>ア 変電設備</p> <p>既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、風速40m/sの風圧に耐え得るように設計が行われている。</p> <p>イ 送電設備</p> <p>送電線は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計が行われている。</p>	<p>おいた整備を図る。</p> <p>また、施設の維持・管理においては、日常の点検などによる危険箇所の早期発見と、これの改善を行い、施設の機能維持に努める。</p> <p>3 電力施設</p> <p>【東京電力(株)東葛支社】</p> <p>(1) 災害予防計画目標</p> <p>建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、湾工事設計要覧、道路橋設計示方書等の基準水平震度とする。</p> <p>なお、洪水対策は、洪水により引き起こされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。</p> <p>(2) 防災施設の現況</p> <p>ア 変電設備</p> <p>既往の浸水実績を考慮して対処するとともに、屋外鉄構の強度は風速40m/sの風圧に耐え得るように設計が行われている。</p> <p>イ 送電設備</p> <p>支持物及び電線の強度は、風速40m/s（地上15m）を基準にし、風速の上空増増を考慮した風圧に耐え得よう設計している。</p> <p>倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。</p> <p>電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。</p>	<p>2-87</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第3 落下物対策の推進</p> <p>【建築住宅課】</p> <p>落下物対策の効果的な推進を図るため、「建築物の落下物対策のための改修に係る特別償却制度」の普及に努める。</p> <p>1. 落下物の範囲</p> <p>風害時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。</p> <p>(1) 建築物関連落下物</p> <p>ア 窓ガラスの飛散</p> <p>イ 外装材（外壁タイル、モルタル等）の剥落</p> <p>ウ ウインド式クーラー</p> <p>エ 屋上、屋外広告物</p> <p>オ 高架式水槽</p> <p>カ 屋根</p> <p>(2) 道路上の落下・転倒物</p> <p>ア 自動販売機</p> <p>イ 路上への陳列商品等</p> <p>ウ 屋外広告物</p> <p>エ 路上に放置された自転車・バイク</p> <p>オ 倒木</p>	<p>第3 落下物対策の推進</p> <p>【建築住宅課】</p> <p>1 落下物の範囲</p> <p>風害時に落下又は倒壊し、直接人的被害を及ぼす危険のあるものには、以下のようなものがある。</p> <p>(1) 建築物関連落下物</p> <p>ア 外装材（外壁タイル、モルタル等）</p> <p>イ 屋上、屋外広告物</p> <p>ウ 屋根</p> <p>(2) 道路上の落下・転倒物</p> <p>ア 自動販売機</p> <p>イ 路上への陳列商品等</p> <p>ウ 屋外広告物</p> <p>エ 路上に放置された自転車・バイク</p> <p>オ 倒木</p> <p>カ 屋根瓦</p>	<p>2-89</p>
<p>2. 落下物防止対策</p>	<p>2 建築物の落下物防止対策</p>	<p>2-90</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(1) 公共建築物 公共建築物のうち落下物危険度の高い建物を調査把握し、窓ガラスについては飛散防止フィルムの装着又は安全ガラス化を推進していく。 その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図っていくものとする。</p> <p>(2) 民間建築物等 デパート、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等については、飛散防止用フィルムの装着、安全ガラスへの改修、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう管理者に対して、啓発・指導を行う。また、地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。 その他、国道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、窓ガラス、屋外広告物等による落下危険がないよう、安全対策の指導を行っていく。</p>	<p>(1) 公共建築物 公共建築物のうち落下物危険度の高い建物を調査把握する。</p> <p>その他、落下・倒壊防止のための必要な安全対策の徹底を図っていくものとする。</p> <p>(2) 民間建築物等 民間病院、複合商業施設、文化的施設等の多くの人が集まる施設等については、物品等の倒壊防止、照明器具や屋外広告物の落下防止等の施策を講じるよう管理者に対して、啓発・指導を行う。また、地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス等の落下による危険性のあるものについては、改修や補修の指導を徹底する。</p> <p>その他、国道、県道及び主要な幹線道路となる市道に面する建築物の建築確認に際しては、屋外広告物等による落下危険がないよう、安全対策の指導を行っていく。</p>	

第3章 災害応急対策計画

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。</p> <p>第1 活動体制</p> <p>【市各班】</p> <p>風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、本節第3「6. 動員配備計画（1）」の配備基準に定める基準に基づき、注意配備又は警戒配備の体制により、災害応急活動を行うものとする。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 災害応急活動体制</p> <p>風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに市災害対策本部を設置し、全市を挙げて災害対策活動に従事する必要がある。したがって、適切な応急活動を行うため、市災害対策本部における役割分担を明らかにするとともに、その初動体制、組織及び事務分掌を定める。</p> <p>第1 災害対策本部設置前の活動体制</p> <p>【市各班】</p> <p>風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速な対応を図るため、市災害対策本部が設置されるまでの間は、土木部長を指揮監とし、河川課が中心となり、次の配備基準に定める基準に基づき、準備配備又は注意配備、警戒配備の体制により災害応急活動を行うものとする。</p>	<p>3-1</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁															
	<p style="text-align: center;">表 3-1-1 災害対策本部設置前の配備基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">配備体制</th> <th style="width: 60%;">配備基準</th> <th style="width: 25%;">備考 (水防計画)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">準備配備</td> <td> <p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>(イ) 水防団待機水位（江戸川）</p> </td> <td style="text-align: center;">水防準備体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">注意配備</td> <td> <p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>b. 洪水注意報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫注意情報</p> </td> <td style="text-align: center;">水防注意体制</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">警戒配備</td> <td> <p>ア 流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨警報</p> <p>b. 暴風警報</p> <p>c. 洪水警報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫警戒情報</p> <p>イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> </td> <td style="text-align: center;">水防警戒体制 水防本部設置</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(非常配備) 災害対策本部 の設置</td> <td> <p>ア 水防法（第10条の2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき</p> <p>イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</p> <p>ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき</p> </td> <td style="text-align: center;">水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 準備配備 (1) 準備配備の基準 ア 準備配備を実施する基準</p>	配備体制	配備基準	備考 (水防計画)	準備配備	<p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>(イ) 水防団待機水位（江戸川）</p>	水防準備体制	注意配備	<p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>b. 洪水注意報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫注意情報</p>	水防注意体制	警戒配備	<p>ア 流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨警報</p> <p>b. 暴風警報</p> <p>c. 洪水警報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫警戒情報</p> <p>イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p>	水防警戒体制 水防本部設置	(非常配備) 災害対策本部 の設置	<p>ア 水防法（第10条の2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき</p> <p>イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</p> <p>ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき</p>	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	3-2
配備体制	配備基準	備考 (水防計画)															
準備配備	<p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>(イ) 水防団待機水位（江戸川）</p>	水防準備体制															
注意配備	<p>ア 流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>b. 洪水注意報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫注意情報</p>	水防注意体制															
警戒配備	<p>ア 流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨警報</p> <p>b. 暴風警報</p> <p>c. 洪水警報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫警戒情報</p> <p>イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p>	水防警戒体制 水防本部設置															
(非常配備) 災害対策本部 の設置	<p>ア 水防法（第10条の2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき</p> <p>イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</p> <p>ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき</p>	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行															

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>(イ) 水防団待機水位（江戸川）洪水注意報</p> <p>イ 準備配備を終了する基準</p> <p>(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</p> <p>(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</p> <p>(ウ) その他、必要なしと認めるとき</p> <p>ウ 準備配備における配備人員の基準</p> <p>(ア) 防災危機管理課の全職員</p> <p>(イ) 河川課、道路管理課、消防防災課の課長及び職員数名</p> <p>(ウ) 各課長等が予め指名する職員（1名基準）</p> <p>(エ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</p> <p>(2) 準備配備の決定</p> <p>ア 流山市域及び隣接市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めたとき</p> <p>ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、準備配備を実施する基準に照らして、準備配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。</p>	<p>3-3</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して準備配備を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。</p> <p>(3) 準備配備の伝達等</p> <p>ア 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、準備配備の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。</p> <p>イ 各部長等は、準備配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。</p> <p>ウ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、準備配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。</p> <p>(4) 職員の参集</p> <p>ア 各課長等は、準備配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。</p> <p>イ 予め指定された職員は、報道等によって、準備配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速や</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>1 注意配備</p> <p>(2) 配備基準</p> <p>次の注意報の1つ以上が管内に発表され、その状況から市長が必要と認めるとき</p> <p>ア 大雨注意報</p> <p>イ 洪水注意報</p>	<p>かに参集し、所要の業務に従事するものとする。</p> <p>(5) 情報の収集及び分析</p> <p>ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。</p> <p>イ 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。</p> <p>(6) 準備配備の終了</p> <p>準備配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。</p> <p>2 注意配備</p> <p>(1) 注意配備の基準</p> <p>ア 注意配備を実施する基準</p> <p>流山市域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨注意報</p> <p>b. 洪水注意報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫注意情報</p>	<p>3-4</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(1) 配備伝達等</p> <p>市民生活部長は、副市長から注意配備の決定を受けたときはその指令を土木部長に伝達するとともに、安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員及び関係各課職員に伝達するものとする。</p>	<p>イ 注意配備を終了する基準</p> <p>(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</p> <p>(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</p> <p>(ウ) その他、必要なしと認めるとき</p> <p>ウ 注意配備における配備人員の基準</p> <p>(ア) 防災危機管理課の全職員</p> <p>(イ) 河川課、道路管理課、消防防災課、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名</p> <p>(ウ) 各課長等が予め指名する職員（1名基準）</p> <p>(エ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</p> <p>(2) 注意配備の決定</p> <p>ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備を実施する基準に照らして、注意配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び消防長に、所要の意見を具申するものとする。</p> <p>イ 上記意見具申を受けて、土木部長、市民生活部長及び消防長は協議して注意配備を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。</p> <p>(3) 注意配備の伝達等</p> <p>ア 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、注意配備の決定及び市長の指示等を、授業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、授業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達する</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>伝達を受けた安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員及び関係各課職員は、情報収集等に努めるものとする。</p>	<p>とともに、千葉県防災危機管理部、流山警察署警備課及び自衛隊需品学校企画室に報告・通報するものとする。</p> <p>イ 各部長等は、注意配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。</p> <p>ウ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール及び報道機関を通じて、注意配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。</p> <p>(4) 職員の参集</p> <p>ア 各課長等は、注意配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。</p> <p>イ 予め指定された職員は、報道等によって、注意配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務に従事するものとする。</p> <p>(5) 情報の収集及び分析</p> <p>ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。</p> <p>イ 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、</p>	<p>3-5</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>2 警戒配備</p> <p>(2) 配備基準</p> <p>次の警報の1つ以上が管内に発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>ア 大雨警報</p> <p>イ 暴風警報</p> <p>ウ 洪水警報</p>	<p>流山警察署警備課、陸上自衛隊需品学校企画室等に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。</p> <p>(6) 注意配備の終了</p> <p>注意配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。</p> <p>3 警戒配備（水防本部の設置）</p> <p>(1) 警戒配備の基準</p> <p>ア 警戒配備を実施する基準</p> <p>流山市域に次の警報の1以上が発表され、市長が必要と認めたとき</p> <p>(ア) 気象業務法に基づく予報</p> <p>a. 大雨警報</p> <p>b. 暴風警報</p> <p>c. 洪水警報</p> <p>(イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報</p> <p>a. 江戸川はん濫警戒情報</p> <p>(ウ) 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき</p> <p>イ 警戒配備を終了する基準</p> <p>(ア) 災害が現に生じておらず、かつ、生じる恐れがないと認めるとき</p> <p>(イ) 災害は生じているが、その程度が、平素の態勢をもって対処することが可能であり、これが拡大する恐れは無いと認めるとき</p> <p>(ウ) その他、必要なしと認めるとき</p> <p>ウ 警戒配備における配備人員の基準</p> <p>(ア) 防災危機管理課の全職員</p>	<p>3-6</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(1) 配備伝達等</p> <p>市民生活部長は、副市長から警戒配備の決定を受けたときは、各部長、安心安全課長、河川課長、安心安全課職員、河川課職員及び関係各課職員に伝達するものとする。</p> <p>伝達を受けた各部長、安心安全課長及び河川課長は、直ちに配備検討会議に参集し、情報収集するとともに、災害対策本部体制への速やかな移行準備等今後の対応を検討するものとする。また、各部長は配備基準に基づき、職員を参集させるものとする。</p> <p>なお、職員の参集は、本節第3「6. 動員配備計画」に準じて行うものと</p>	<p>(イ) 水防本部の本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員（1/4基準）、各公共施設の管理者</p> <p>(ウ) 災害の発生その他の状況により必要と認める範囲</p> <p>(2) 警戒配備の決定</p> <p>ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備を実施する基準に照らして、警戒配備の必要があると判断した場合は、土木部長、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）に、所要の意見を具申するものとする。</p> <p>イ 市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は土木部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、警戒配備及び水防本部の設置を決定し、河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）に対して所要の指示をする。</p> <p>(3) 警戒配備の伝達等</p> <p>ア 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、警戒配備の決定及び市長の指示等を、授業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、授業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。</p> <p>イ 各部長等は、警戒配備の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>し、職員が不足する場合には各部において調整するものとする。</p> <p>(3) 配備検討会議</p>	<p>ウ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、警戒配備の決定及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。</p> <p>(4) 職員の参集</p> <p>ア 各課長等は、警戒配備決定の伝達を受けた場合は、予め指定した職員を参集させ、所要の指示をするものとする。この際、予め指定した職員が参集出来ない可能性がある場合は、他の職員を参集させるものとする。</p> <p>イ 予め指定された職員は、報道等によって、警戒配備基準に該当する災害情報を覚知した場合及び課長等から参集を命ぜられた場合は、速やかに参集し、所要の業務（水防本部の事務等については、本章第3節「第3 水防活動」を参照。）に従事するものとする。</p> <p>(5) 情報の収集及び分析</p> <p>ア 各課長等（不在時は各課長等補佐）は、被災状況等に関する情報を収集し、防災危機管理課に通報するものとする。</p> <p>イ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析し、配備検討会議において報告する。</p> <p>また、所要の内容を、庁内情報システム、千葉県防災情報システム及びメールを活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員に報告・通報するとともに、安心メール及び防災行政無線等を活用して市民に周知するものとする。</p>	<p>3-7</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>配備検討会議は、市民生活部長が開催し、収集した情報等に基づき必要な配備体制等を協議する。市民生活部長は、協議結果を市長及び副市長に報告し、市長の指示により各部長等は必要な措置をとる。</p> <p>配備検討会議は、次に掲げる者をもって構成し、事務局は市民生活部安心安全課及び土木部河川課に置く。</p> <p>配備検討会議の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 企画財政部長 イ 総務部長 ウ 市民生活部長 エ 健康福祉部長 オ 子ども家庭部長 カ 産業振興部長 キ 環境部長 ク 土木部長 ケ 都市計画部長 コ 都市整備部長 サ 消防長 シ 教育長 	<p>(6) 対策の実施</p> <p>各部長等は、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長共に不在時は土木部長）の命令・指示に基づき、必要な措置をとるものとする。</p> <p>(7) 警戒配備の終了</p> <p>警戒配備の終了及びその伝達等は、決定に準じて実施するものとする。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第2 指定行政機関等の活動体制</p> <p>【河川班・総務班・各班】</p> <p>（略）</p>	<p>第2 指定行政機関等の活動体制</p> <p>【河川班・災対本部事務局・各班】</p> <p>（略）</p>	
<p>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携</p> <p>【総務班・全職員】</p> <p>1 市災害対策本部の設置基準</p> <p>災害発生から市災害対策本部設置までの対応を迅速かつ適切に行うため、市災害対策本部の設置基準を次のように定める。</p> <p>(1) 市災害対策本部設置基準</p> <p>市災害対策本部は、次の場合に設置する。</p> <p>ア 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</p> <p>イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき</p> <p>ウ その他市長が必要と認めるとき</p> <p>(2) 市災害対策本部廃止基準</p> <p>市災害対策本部は、次の場合に廃止する。</p> <p>ア 災害応急対策が概ね完了したとき</p> <p>イ その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めるとき</p>	<p>第3 市災害対策本部と国、県及び防災関係機関との連携</p> <p>【災対本部事務局・全職員】</p> <p>1 市災害対策本部の基準</p> <p>(1) 市対策本部を設置する基準</p> <p>ア 水防法（第10条の2）に基づく予報のうち、江戸川河川氾らん危険情報が発表されたとき</p> <p>イ 風水害等による局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき</p> <p>ウ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき</p> <p>(2) 市対策本部を廃止する基準</p> <p>ア 災害応急対策が概ね完了したとき</p> <p>イ その他市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要なしと認めるとき</p>	3-8

現行（平成19年度修正）		平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）		頁
<p>(3) 動員配備基準との対応</p> <p>市災害対策本部の設置基準と動員配備基準との対応は、本節第3「6. 動員配備計画」に示すとおりとする。</p>		<p>(3) 市対策本部設置時における配備基準</p> <p>災害の規模等に応じ、次を基準として、第1配備～第3配備を実施する。</p>		
<p>表 配備基準</p>		<p>表 3-1-2 配備基準</p>		
体制区分	配備基準	配備人員	体制区分	配備人員
市災害対策本部設置前	注意配備	次の注意報の1つ以上が管内に発令され、その状況から市長が必要と認めたとき ア 大雨注意報 イ 洪水注意報	第1配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき 本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3
	警戒配備	次の警報の1つ以上が管内に発令され、災害の発生その他の状況から市長が必要と認めたとき ア 大雨警報 イ 暴風警報 ウ 洪水警報	第2配備	ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき 本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね2/3
市災害対策本部設置後 〔非常配備〕	第1配備	ア 局地災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき 本部員、全班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね1/3	第3配備	ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき 全職員
	第2配備	ア 大規模な災害が発生したとき イ 市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合で、本部長が必要と認めたとき 本部員、全班長及び副班長のほか、各班長が定めた所属職員の概ね2/3		
	第3配備	ア 市全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき イ 災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を適用する災害が生じたとき 全職員		

現行（平成19年度修正）						平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）						頁									
表 配備要員数						表 3-1-3 配備要員数						3-9									
部	班	担当課	第1配備	第2配備	第3配備	部	班	担当課	第1配備	第2配備	第3配備										
総務部	秘書広報班	秘書広報課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	災害本部 事務局	防災危機管理課	全 員												
		企画政策課						河川課（風水害時のみ）													
		マーケティング課						秘書広報課													
		行政改革推進課						企画政策課													
	総務班	工事検査室						秘書広報課													
		安心安全課						マーケティング課													
		河川課						誘致推進課													
	財務会計班	総務課						行政改革推進課													
		人事課						工事検査室													
		財政課						総務課													
	情報収集班	管財課						人材育成課													
		会計課						財政調整課													
		税制課						財産活用課													
	救援部	総務協力班						議会事務局				各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	情報収集班	税制課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	
								社会福祉課									市民税課				
避難誘導交通班		コミュニティ課	市民税課																		
		市民課	資産税課																		
		安心安全課	議会事務局																		
		高齢者生きがい推進課	社会福祉課																		
		介護支援課	コミュニティ課																		
		障害者支援課	市民課																		
救護班		子ども家庭課	高齢者生きがい推進課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	救護班	健康増進課	各1/3 の職員	各2/3 の職員						全 員				健康増進課
		保育課	介護支援課						国保年金課												国保年金課
	健康増進課	障害者支援課	商工課						農政課												
	国保年金課	子ども家庭課	農業委員会事務局						農政課												
物資輸送班	農政課	選挙管理委員会事務局	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	物資輸送班	環境政策課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	環境政策課									
	選挙管理委員会事務局	リサイクル推進課						農政課				農政課									
	監査委員会事務局	クリーン推進課						農業委員会事務局				農業委員会事務局									
	環境政策課	選挙管理委員会事務局						選挙管理委員会事務局				選挙管理委員会事務局									
	リサイクル推進課	監査委員会事務局						選挙管理委員会事務局				選挙管理委員会事務局									
	クリーン推進課	選挙管理委員会事務局						選挙管理委員会事務局				選挙管理委員会事務局									
建設部	建設庶務班	道路管理課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	建設庶務班	道路管理課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	道路管理課									
		道路建設課						道路建設課				道路建設課									
		建築住宅課						下水道業務課				下水道業務課									
	土木建築班	宅地課					下水道建設課	各1/3 の職員				各2/3 の職員	全 員	全 員	河川班	河川課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	河川課	
		下水道業務課					都市計画課									都市計画課					
		下水道建設課					西平井・鯖ヶ崎地区 区画整理事務所									西平井・鯖ヶ崎地区 区画整理事務所					
		河川課					みどりの課									みどりの課					
教育部	教育庶務班	教育総務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	教育庶務班	教育総務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	教育総務課									
		学校教育課						学校教育課				学校教育課									
	生涯学習班	指導課					生涯学習課	各1/3 の職員				各2/3 の職員	全 員	全 員	生涯学習班	生涯学習課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	生涯学習課	
		公民館					公民館									公民館					
		図書館					図書館									図書館					
水道部	水道庶務班	庶務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	水道庶務班	庶務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	庶務課									
		業務課						業務課				業務課									
水道部	給水工務班	工務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	全 員	給水工務班	工務課	各1/3 の職員	各2/3 の職員	全 員	工務課									
		まちづくり推進課						まちづくり推進課				まちづくり推進課									

注) 消防部については、消防本部が定める計画による。

注) 消防部については、消防本部が定める計画による。

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁										
<p>3 設置の決定</p> <p>(1) 市災害対策本部設置の決定</p> <p>災害情報、被害情報等に基づき、市民生活部長（市民生活部長が不在かつ連絡不能な場合は土木部長が代行）の報告をもとに、市長（市長が不在かつ連絡不能な場合は副市長が代行）が状況を判断して設置を決定する。</p> <p>なお、休日・夜間あるいは市長の外出・出張中等において災害が発生した場合であっても、市災害対策本部は原則として市長が必要と認めた場合に、その決定に基づき設置されるものであることから、迅速に市長への情報提供を行うものとする。</p> <p>(2) 決定者</p> <p>交通や通信の途絶により、意思決定者に連絡不能状態となるといった最悪のケースも想定し、速やかな意思決定ができるよう、市災害対策本部の設置決定者及び代決者は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">表 市災害対策本部の設置決定者</p> <table border="1" data-bbox="228 954 934 1066"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">決 定 者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>1</th> <th>2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市災害対策本部</td> <td>市 長</td> <td>副市長</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	決 定 者	代 決 者		1	2	市災害対策本部	市 長	副市長	市民生活部長	<p>2 災害対策本部設置の決定</p> <p>ア 河川課長（不在時は河川課長補佐）及び防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部を設置する基準に照らして、災害対策本部設置の必要があると判断した場合は、市民生活部長及び副市長の指示を受け、状況により、直接、市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）に、所要の意見を具申するものとする。</p> <p>イ 市長（連絡不能時は副市長、市長及び副市長が共に連絡不能時は市民生活部長）は、自らの判断又は上記意見具申を受けて、対策本部の設置を決定し、防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）及び河川課長（不在時は河川課長補佐）に対して所要の指示をする。</p>	3-10
区 分			決 定 者	代 決 者								
	1	2										
市災害対策本部	市 長	副市長	市民生活部長									
<p>2 市災害対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は図（p.3-5）のとおりである。また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。</p> <p>ア 市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括</p>	<p>3 市災害対策本部の組織構成及び機能</p> <p>市災害対策本部の組織構成及び組織の機能は以下のとおりとする。</p> <p>(1) 災害対策本部の組織</p> <p>災害対策本部の組織は図（p.3-12）のとおりである。また、市災害対策本部長、市災害対策副本部長、市災害対策本部員は以下のとおりとする。</p> <p>ア 市災害対策本部長は、市長をもって市災害対策本部の事務を統括</p>	3-10										

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>する。</p> <p>イ 市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。</p> <p>ウ 市災害対策本部員は、教育長、水道事業管理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号）第1条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則（平成16年）流山市教育委員会規則第5号第12条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。</p> <p>なお、水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置するが、水防本部から市災害対策本部への移行については本章3節第3「1.水防本部」に示す。</p> <p>さらに、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。</p> <p>(2) 市災害対策本部事務局</p> <p>ア 市災害対策本部の活動を的確かつ迅速に行うため、その補助機関として、市災害対策本部事務局を総務部総務班（市民生活部安心安全課）に設けるものとする。</p> <p>イ 市災害対策本部事務局長は安心安全課長をもって充てる。事務局職員は本部事務局長が指名する者をもって充てる。</p> <p>ウ 市災害対策本部の事務局職員は、総務部総務班（市民生活部安心安</p>	<p>する。</p> <p>イ 市災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。</p> <p>ウ 指揮監及び指揮監補を設け、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。</p> <p>エ 市災害対策本部員は、教育長、水道事業管理者及び消防長、流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号）第1条に規定する部の長、流山市教育委員会組織規則（平成16年）流山市教育委員会規則第5号第12条に規定する部の長、及び、その他市災害本部長が必要と認めるものをもって充てる。</p> <p>なお、水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、第3節「第3 水防活動」に準じて流山市水防本部を設置するが、市災害対策本部が設置された場合には、水防本部は市災害対策本部に移行、吸収され、水防本部を廃止する。</p> <p>さらに、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の部・班に対して種別の異なる配備体制を指示することができる。</p> <p>(2) 市災害対策本部事務局</p> <p>ア 市災害対策本部長の補佐機関として、市災害対策本部事務局（以下「災对本部事務局」という。）を設ける。</p> <p>イ 災对本部事務局長及び同次長には、各々、市民生活部長及び防災危機管理課長をもって充てる。</p> <p>ウ 災对本部事務局職員は防災危機管理課の全職員及び総務課の職員3名をもって充てる。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>全課）の職員ほか市災害対策本部長が指名するものをもって各班に配置する。</p> <p>エ 市災害対策本部事務局は、本部の庶務、各部の連絡・調整及び本部長命令の伝達等を行うものとする。</p> <p>(3) 各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（p. 3-6～9）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定めることができる。</p> <p>(4) 活動体制別職員配備数 活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第3「6. 動員配備計画」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。</p>	<p>(3) 連絡員 ア 市災害対策本部の情報の収集・伝達体制の確立及び市職員全体で情報共有を図るため、各班に連絡員を設けるものとする。 イ 連絡員は、各班長が指名するものをもって各班に配置し、各班で収集した情報を市災害対策本部事務局に伝達するとともに、市災害対策本部事務局で収集・整理された災害情報や活動状況等を自班の班長に伝達するものとする。</p> <p>(4) 各部の分掌事務 市災害対策本部に置く部の分掌事務を、表（p. 3-13～17）のように定める。ただし、特例として市災害対策本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務を定める。</p> <p>(5) 活動体制別職員配備数 活動体制別の職員配備数の基準は、原則として本節第3「1 市災害対策本部の基準」によるものとするが、各部長は災害対策状況の推移に応じて適宜職員配備数を増減し、対策の効率的運営に努めるものとする。</p>	<p>3-11</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p style="text-align: center;">災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長</p> <p style="text-align: center;">事務局 事務局長： 安心安全課長 事務局職員： 安心安全課職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括担当 ・対策担当 ・情報通信担当 ・広報担当 ・庶務担当 <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班—秘書広報課 企画政策課 マーケティング課 行政改革推進課 工事検査室 総務班—安心安全課 河川課 総務課 人事課 財務会計班—財政課 管財課 会計課 情報収集班—税制課 市民税課 資産税課 総務協力班—議会事務局 <p>救援部</p> <ul style="list-style-type: none"> 救護班—社会福祉課 避難誘導交通班—コミュニティ課 市民課 安心安全課 高齢者生きがい推進課 介護支援課 障害者支援課 子ども家庭課 保育課 救護班—健康増進課 国保年金課 物資輸送班—商工課 農政課 農業委員会事務局 救助協力班—選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 防疫衛生班—環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課 <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班—道路管理課 土木建設班—道路建設課 土木建築班—建築住宅課 宅地課 河川班—下水道業務課 下水道建設課 河川課 都市計画班—都市計画課 西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所 みどりの課 <p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育庶務班—教育総務課 学校教育班—学校教育課 指導課 生涯学習班—生涯学習課 公民館 図書館 博物館 <p>水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道庶務班—庶務課 業務課 給水工務班—工務課 まちづくり推進課 <p>消防部</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班—消防総務課 予防消防班—予防課 消防防災課 警防班—中央消防署 北消防署 	<p style="text-align: center;">災害対策本部 本部長：市長 副本部長：副市長</p> <p>災害対策本部事務局</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災危機管理課、河川課（風水害時のみ兼任） <p>総務部</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班—秘書広報課、企画政策課、マーケティング課、 誘致推進課、行政改革推進課、工事検査室 総務班—総務課、人材育成課 財務会計班—財産活用課、財政調整課、会計課 情報収集班—税制課、市民税課、資産税課 総務協力班—議会事務局 <p>救援部</p> <ul style="list-style-type: none"> 救護班—社会福祉課 避難誘導救援班—コミュニティ課、市民課、 高齢者生きがい推進課、介護支援課、 障害者支援課、健康増進課、 子ども家庭課、保育課 救護班—健康増進課、国保年金課 物資輸送班—商工課、農政課、農業委員会事務局 防疫衛生班—環境政策課、リサイクル推進課、 クリーン推進課 救助協力班—選挙管理委員会事務局、監査委員事務局 <p>建設部</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班—道路管理課 道路班—道路建設課 河川班—下水道業務課、下水道建設課、河川課 都市計画班—都市計画課、建築住宅課、宅地課 都市整備班—まちづくり推進課、みどりの課、 西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所 <p>教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育庶務班—教育総務課 学校教育班—学校教育課、指導課 生涯学習班—生涯学習課、公民館、図書・博物館 <p>水道部</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道庶務班—経營業務課 給水工務班—工務課 <p>消防部</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班—消防総務課 予防消防班—予防課、消防防災課 警防班—中央消防署、東消防署、南消防署、北消防署 	<p>3-12</p>

図 3-1-1 市災害対策本部組織図

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																																																																																																								
<table border="1" data-bbox="333 248 844 679"> <thead> <tr> <th colspan="3">本部室構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部員</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>企画財政部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>産業振興部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市計画部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>学校教育部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生涯学習部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水道局長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他本部長が必要と認めた者</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="465 692 696 715">図 市災害対策本部組織図</p>	本部室構成			本部	本部長	市長		副本部長	副市長		本部員	教育長			水道事業管理者			企画財政部長			総務部長			市民生活部長			健康福祉部長			子ども家庭部長			産業振興部長			環境部長			都市計画部長			都市整備部長			土木部長			学校教育部長			生涯学習部長			水道局長			消防長			その他本部長が必要と認めた者	<table border="1" data-bbox="1193 268 1742 1002"> <thead> <tr> <th colspan="3">表 3-1-4 本部室構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>本部長</td> <td>市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指揮監</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本部員</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>水道事業管理者</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総合政策部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>財政部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>健康福祉部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>子ども家庭部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>産業振興部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>環境部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市計画部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>都市整備部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>土木部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>学校教育部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>生涯学習部長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消防長</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他本部長が必要と認めた者</td> </tr> </tbody> </table>	表 3-1-4 本部室構成			本部	本部長	市長		副本部長	副市長		指揮監	市民生活部長		本部員	教育長			水道事業管理者			総合政策部長			総務部長			財政部長			健康福祉部長			子ども家庭部長			産業振興部長			環境部長			都市計画部長			都市整備部長			土木部長			学校教育部長			生涯学習部長			消防長			その他本部長が必要と認めた者	<p data-bbox="2002 248 2065 277">3-13</p>
本部室構成																																																																																																																										
本部	本部長	市長																																																																																																																								
	副本部長	副市長																																																																																																																								
	本部員	教育長																																																																																																																								
		水道事業管理者																																																																																																																								
		企画財政部長																																																																																																																								
		総務部長																																																																																																																								
		市民生活部長																																																																																																																								
		健康福祉部長																																																																																																																								
		子ども家庭部長																																																																																																																								
		産業振興部長																																																																																																																								
		環境部長																																																																																																																								
		都市計画部長																																																																																																																								
		都市整備部長																																																																																																																								
		土木部長																																																																																																																								
		学校教育部長																																																																																																																								
		生涯学習部長																																																																																																																								
		水道局長																																																																																																																								
		消防長																																																																																																																								
		その他本部長が必要と認めた者																																																																																																																								
表 3-1-4 本部室構成																																																																																																																										
本部	本部長	市長																																																																																																																								
	副本部長	副市長																																																																																																																								
	指揮監	市民生活部長																																																																																																																								
	本部員	教育長																																																																																																																								
		水道事業管理者																																																																																																																								
		総合政策部長																																																																																																																								
		総務部長																																																																																																																								
		財政部長																																																																																																																								
		健康福祉部長																																																																																																																								
		子ども家庭部長																																																																																																																								
		産業振興部長																																																																																																																								
		環境部長																																																																																																																								
		都市計画部長																																																																																																																								
		都市整備部長																																																																																																																								
		土木部長																																																																																																																								
		学校教育部長																																																																																																																								
		生涯学習部長																																																																																																																								
		消防長																																																																																																																								
		その他本部長が必要と認めた者																																																																																																																								

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																				
	<p style="text-align: center;">表 3-1-5(1) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌 (1/5)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">本部設置時の職名</th> <th style="width: 50%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長：市長</td> <td>災害対策本部の事務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長：副市長</td> <td>本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td>指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）</td> <td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。</td> </tr> <tr> <td>指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局長と兼務）</td> <td>指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">局</th> <th style="width: 50%;">事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災対本部事務局</td> <td>1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。</td> </tr> <tr> <td>事務局長：市民生活部長（兼務）</td> <td>2 災害情報の総括及び報告に関すること。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務）</td> <td>3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。</td> </tr> <tr> <td>事務局次長補佐： 防災危機管理課長補佐</td> <td>6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 防災証明書の発行に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	本部設置時の職名	事務分掌	本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。	副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。	指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。	局	事務分掌	災対本部事務局	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。	事務局長：市民生活部長（兼務）	2 災害情報の総括及び報告に関すること。	事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務）	3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。	事務局次長補佐： 防災危機管理課長補佐	6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 防災証明書の発行に関すること。	3-13
本部設置時の職名	事務分掌																					
本部長：市長	災害対策本部の事務を総括する。																					
副本部長：副市長	本部長を補佐する。本部長不在時及び本部長に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																					
指揮監：市民生活部長（災対本部事務局長と兼務）	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて災害対策本部事務を掌理し、災害対策本部を代表して関係防災機関等と連絡するとともに、本部員を指揮監督する。 本部長及び副本部長が共に不在時に、本部長の職務を代行する。																					
指揮監補：防災危機管理課長（災害対策本部事務局長と兼務）	指揮監を補佐する。 指揮監が不在時及び指揮監に命ぜられた範囲で、その職務を代行する。																					
局	事務分掌																					
災対本部事務局	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関すること。																					
事務局長：市民生活部長（兼務）	2 災害情報の総括及び報告に関すること。																					
事務局次長： ①防災危機管理課長（兼務） ②河川課長（兼務）	3 災害情報の一元管理及び共有に関すること。 4 警報の伝達に関すること。 5 避難の勧告及び指示に関すること。																					
事務局次長補佐： 防災危機管理課長補佐	6 県災害対策本部との連絡に関すること。 7 県及び近隣市町への応援要請に関すること。 8 協定締結市町村への応援要請に関すること。 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関すること。 10 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 11 県・市防災行政無線の運用統制に関すること。 12 防災証明書の発行に関すること。																					

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁
表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(1/4)			表 3-1-5(2) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/5)			3-14
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌	
総務部 ◎市民生活部長 ○総務部長 ○土木部長 企画財政部長 議会事務局長 会計管理者	秘書広報班 ◎秘書広報課長 ○企画政策課長 マーケティング 課長 行政改革推進課長 工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3 災害情報関係の広報に関する事 4 災害時の記録及び撮影に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 り災相談に関する事	総務部 総務部長：総務部長 総務部次長： ①総合政策部長 ②財政部長 ③議会事務局長 ④会計管理者	秘書広報班 秘書広報班長： 秘書広報課長 秘書広報班副班長： ①企画政策課長 ②マーケティング課長 ③誘致推進課長 ④行政改革推進課長 ⑤工事検査室長	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察及び見舞者の接遇に関する事 3 災害・復旧・復興情報の広報に関する事 4 災害時の記録及び撮影に関する事 5 報道機関との連絡に関する事 6 広聴活動及び各種相談に関する事 7 外国人への情報提供及び相談に関する事 8 情報システムの管理に関する事	
	総務班 ◎安心安全課長 ○総務課長 ○河川課長 人事課長	1 災害対策本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事 4 災害情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難の勧告及び指示に関する事 7 県災害対策本部との連絡に関する事 8 県及び近隣市町への応援要請に関する事 9 指定公共機関その他関係機関との連絡に関する事 10 自衛隊への災害派遣要請に関する事 11 被災者の相談に関する事 12 各部各班との連絡調整に関する事 13 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 14 部の庶務に関する事	総務班 総務班長：総務課長 総務班副班長： 人材育成課長	総務班 1 労務提供に関する事 2 職員及び来庁者に対する安全確保に関する事 3 災害対策従事者名簿の作成に関する事 4 部の庶務に関する事		
	財務会計班 ◎財政課長 ○管財課長 会計課長	1 災害時の応急財政措置に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事 4 流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号。以下「部設置条例」という。）第1条に規定する企画財政部及び総務部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事 7 応急措置のための土地収用等に関する事 8 非常用備品等の購入に関する事	財務会計班 財務会計班長： 財政調整課長 財務会計班副班長： ①財産活用課長 ②会計課長	財務会計班 1 災害時の応急財政措置に関する事 2 災害関係経費の出納に関する事 3 義援金品の受領、保管及び礼状に関する事 4 流山市部設置条例（昭和43年流山市条例第5号。以下「部設置条例」という。）第1条に規定する総合政策部、総務部及び財政部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 公用車の集中管理及び自動車の借上げに関する事 6 庁舎管理及び庁内施設の保全に関する事 7 応急措置のための土地収用等に関する事 8 非常用備品等の購入に関する事		
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事	情報収集班 情報収集班長：税制課長 情報収集班副班長： ①市民税課長 ②資産税課長	情報収集班 1 災害情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事 3 家屋の被害認定調査に関する事		
	総務協力班 ◎議会事務局次長	部内他班の協力に関する事	総務協力班 総務協力班長： 議会事務局次長	総務協力班 部内他班の協力に関する事		
			救援部 救援部長：健康福祉部長 救援次長： ①環境部長 ②産業振興部長 ③子ども家庭部長 ④選挙管理委員会事務局 局長 ⑤監査委員事務局 局長 ⑥農業委員会事務局 局長	救援庶務班 救援庶務班長： 社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事 3 救援物資の受領に関する事 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関する事 5 日本赤十字社等との連絡調整に関する事 6 ボランティア活動の受付支援に関する事 7 福祉会館の避難所開設協力に関する事 8 福祉避難所の確保に関する事 9 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事 10 生活福祉資金の貸付、災害見舞金の支給に関する事 11 被災地支援に関する事 12 遠方の被災地からの避難者の支援に関する事 13 部の庶務に関する事	

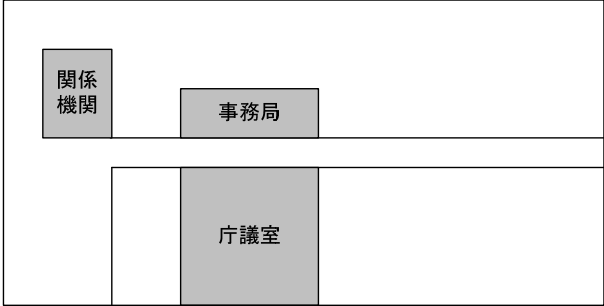
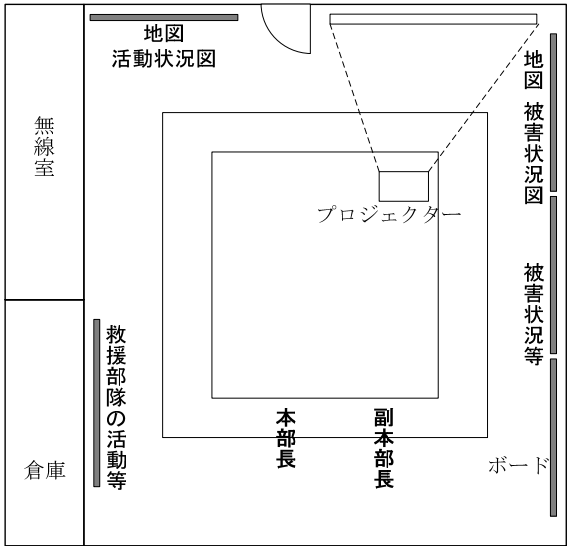
現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁
表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(2/4)			表 3-1-5(3) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/5)			3-15
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌	
救援部 ◎健康福祉部長 ○環境部長 産業振興部長 子ども家庭部長 選挙管理委員会事務局 局長 監査委員事務局 局長 農業委員会事務局 局長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 部設置条例第1条に規定する市民生活部、健康福祉部、子ども家庭部、産業振興部及び環境部の所管に属する施設の被害調査及び報告に関する事。 3 救援物資の受領に関する事。 4 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務処理に関する事。 5 日本赤十字社等との連絡調整に関する事。 6 福祉会館の避難所開設協力に関する事。 7 福祉関係被害状況の調査・報告に関する事。 8 部の庶務に関する事。	(救援部つづき)	避難誘導救援班 避難誘導救援班長：コミュニティ課長 避難誘導救援班副班長： ①市民課長 ②高齢者生きがい推進課長 ③介護支援課長 ④障害者支援課長 ⑤子ども家庭課長 ⑥保育課長	1 避難所の開設・運営に関する事。 2 避難所への誘導に関する事。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 4 避難所の秩序維持に関する事。 5 市民等の安否確認及び緊急保護に関する事。 6 災害時要援護者に対する巡回相談に関する事。 7 避難所外避難者への支援に関する事。 8 避難者に対する入浴サービスの提供に関する事。 9 帰宅困難者・滞留者対策に関する事。 10 交通機関等との連絡調整に関する事。 11 防犯活動に関する事。	
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 安心安全課 高齢者生きがい推進課長 介護支援課長 障害者支援課長 子ども家庭課長 保育課長	1 避難所の開設に関する事。 2 避難所への誘導に関する事。 3 避難所の記録簿及び物品受払簿の作成に関する事。 4 避難所の秩序維持に関する事。 5 独居老人等の緊急保護に関する事。 6 交通規制に関する事。 7 交通安全対策に関する事。 8 交通機関等との連絡調整に関する事。		救護班 救護班長：健康増進課長 救護副班長：国保年金課長	1 救護所の設置に関する事。 2 被災者の医療及び助産に関する事。 3 医療機関との連絡調整に関する事。 4 医療品及び衛生機(器)材の保管に関する事。 5 衛生関係被害状況の調査及び報告に関する事。 6 感染症予防対策に関する事。	
	物資輸送班 ◎商工課長 ○農政課長 農業委員会事務局次長	1 応急物資の調達、支給及び配送に関する事。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 5 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。		物資輸送班 物資輸送班長：商工課長 物資輸送班副班長： ①農政課長 ②農業委員会事務局次長	1 生活必需品の調達、支給及び配送に関する事。 2 主要食糧の確保、支給及び配送に関する事。 3 商工業関係被害の調査及び報告に関する事。 4 農業関係被害の調査及び報告に関する事。 5 商工会議所等関係団体との連絡調整に関する事。 6 被災中小企業者に対する金融措置に関する事。 7 農業関係者への資金融資等に関する事。	
	救助協力班 ◎選挙管理委員会事務局次長 ○監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。		防疫衛生班 防疫衛生班長：環境政策課長 防疫衛生班副班長： ①リサイクル推進課長 ②クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。 3 仮設トイレの確保及び設置に関する事。 4 死体の捜索、一時保存、安置、処理及び埋葬に関する事。 5 動物の死体の処理に関する事。 6 ペット対策に関する事。 7 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事。 8 災害廃棄物の保管及び処理に関する事。 9 放射能対策に関する事。	
	防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事。 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事。 3 死体の捜索、処理及び埋葬に関する事。 4 動物の死体の処理に関する事。 5 被災地における環境保全及び公害発生の防止に関する事。		救援協力班 救援協力班長：選挙管理委員会事務局次長 救援協力班副班長：監査委員事務局次長	部内他班の協力に関する事。	

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁	
表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(3/4)			表 3-1-5(4) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/5)			3-16	
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌		
建設部 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	建設庶務班 ◎道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 部の庶務に関する事。	建設部 建設部長：土木部長 建設部次長： ①都市計画部長 ②都市整備部長	建設庶務班 建設庶務班長： 道路管理課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 災害時の道路管理に関する事。 3 崖崩れ対策に関する事。 4 部設置条例第1条に規定する都市計画部、都市整備部及び土木部の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 5 障害物の除去に関する事。 6 建設資機材の確保に関する事。 7 建設団体等との連絡調整に関する事。 8 交通規制に関する事。 9 交通安全対策に関する事。 10 部の庶務に関する事。		
	土木建設班 ◎道路建設課長	道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。		道路班 道路班長：道路建設課長	1 道路及び橋梁の応急修理及び復旧に関する事。		
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事。 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。		河川班 河川班長：下水道建設課長 河川班副班長： ①下水道業務課長 ②河川課長（兼務）	1 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 2 水防活動に関する事。 3 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。		
	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長 河川課	1 建物の除去に関する事。 2 河川及び下水道施設の応急修理及び復旧に関する事。 3 水防活動に関する事。 4 千葉県湛水防除事業流山排水機場の保安に関する事。		都市計画班 都市計画班長： 都市計画課長 都市計画副班長： ①建築住宅課長 ②宅地課長	1 応急仮設住宅の建築等に関する事。 2 市営住宅の応急修理及び復旧に関する事。 3 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 4 被災宅地危険度判定に関する事。 5 市営住宅や民間住宅等の空き家情報の提供に関する事。 6 住宅の応急措置や応急復旧の相談、指導に関する事。		
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する事。 2 公園施設等の復旧に関する事。		都市整備班 都市整備班長： まちづくり推進課長 都市整備副班長： ①西平井・鯉ヶ崎地区区画整理事務所長 ②みどりの課長	1 公園施設等の復旧に関する事。 2 建物の除去に関する事。 3 部内他班の協力に関する事。		
教育部 ◎学校教育部長 ○生涯学習部長	教育庶務班 ◎教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事。 4 部の庶務に関する事。	教育部 教育部長：学校教育部長 教育部次長： 生涯学習部長	教育庶務班 教育庶務班長： 教育総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事。 2 流山市教育委員会の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事。 3 小・中学校その他の教育施設の応急修理に関する事。 4 部の庶務に関する事。		
	学校教育班 ◎学校教育課長 ○指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 学用品等の調達及び支給に関する事。 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 5 炊き出しの協力に関する事。		学校教育班 学校教育班長： 学校教育課長 学校教育班長： 指導課長	1 教職員が行う園児、児童及び生徒の避難誘導及び保護指導の助成に関する事。 2 災害時の応急教育に関する事。 3 園児、児童及び生徒の心のケアに関する事。 4 学用品等の調達及び支給に関する事。 5 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 6 炊き出しの協力に関する事。 7 避難誘導救護班との連絡調整に関する事。		
	生涯学習班 ◎生涯学習課長 ○公民館長 図書館長 博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関する事。 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事。 3 文化財の保護及び復旧に関する事。 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 5 炊き出しの協力に関する事。		生涯学習班 生涯学習班長： 生涯学習課長 生涯学習副班長： ①公民館長 ②図書・博物館長	1 社会教育施設の応急修理に関する事。 2 教育施設に係る避難所開設協力に関する事。 3 文化財の保護及び復旧に関する事。 4 教育関係機関等との連絡調整に関する事。 5 炊き出しの協力に関する事。 6 避難誘導救護班との連絡調整に関する事。		

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁	
表 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(4/4)			表 3-1-5(5) 市災害対策本部の編成及び各部各班の事務分掌(5/5)			3-17	
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌		
水道部 ◎水道局長	水道庶務班 ◎(水)庶務課長 ○(水)業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事 4 水道関係機関との連絡調整に関する事 5 部の庶務に関する事	水道部 水道部長：水道局次長	水道庶務班 水道庶務班長：(水)経営業務課長	1 給水工務班との連絡調整に関する事 2 水道用資機材の調達及び管理に関する事 3 流山市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年流山市条例第19号）第3条に規定する水道局の所管に属する施設（以下「水道施設」という。）の被害調査の集計及び報告に関する事 4 水道関係機関との連絡調整に関する事 5 部の庶務に関する事		
	給水工務班 ◎(水)工務課長 ○まちづくり推進課長	1 水道施設の応急工事に関する事 2 水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保及び配送に関する事		給水工務班 給水工務班長：(水)工務課長	1 水道施設の応急工事に関する事 2 水道施設の被害調査に関する事 3 飲料水の確保及び給水に関する事		
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 3 消防資機材の調達に関する事 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 部の庶務に関する事	消防部 消防部長：消防長	消防総務班 消防総務班長：消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 消防に係る関係機関との連絡に関する事 3 消防資機材の調達に関する事 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被害の調査及び報告に関する事 5 部の庶務に関する事		
	予防消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事 6 消防危険物及び指定防火対象物の災害防止に関する事 7 消防の相互応援に関する事 8 予防広報に関する事		予防消防班 予防消防班長：消防防災課長 予防消防班副班長：予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する事 2 消防災害の情報の収集及び伝達に関する事 3 消防職員及び消防団員の非常参集に関する事 4 消防通信の統制運用に関する事 5 消防に係る災害の調査及び集計に関する事 6 危険物施設及び防火対象物の災害防止に関する事 7 消防の相互応援に関する事 8 予防広報に関する事		
	警防班 ◎中央消防署長 ○北消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事 2 消防災害の防御活動に関する事 3 避難に関する事 4 現場広報に関する事		警防班 警防班長：中央消防署長 警防班副班長：①北消防署長 ②東消防署長 ③南消防署長	1 消防警戒区域の設定に関する事 2 消防災害の防御活動に関する事 3 避難に関する事 4 現場広報に関する事		
備考 (1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 (2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 (3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、安心安全課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。			備考 (1) ○数字は、事務局長不在時の代行順 (2) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。 (3) 風水害時においては、河川課の課長は当該課の職員のうちから災対本部事務局及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。				
(5) 市現地災害対策本部 (略)			(6) 市現地災害対策本部 (略)			3-18	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>4 災害対策本部設置の伝達等</p> <p>ア 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等を、課業時間内は庁内放送及び庁内情報システムにより、課業時間外はメール及び電話により、各部長等に伝達するとともに、千葉県防災危機管理部、野田市、柏市、松戸市防災担当課及び流山市防災会議委員に報告・通報するものとする。</p> <p>イ 加入電話が使用不能の場合等、必要に応じて、県が日本放送協会（NHK）千葉放送局、（株）ニッポン放送、千葉テレビ放送（株）及び（株）ベイエフエムと締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて職員の動員に関する放送を要請し、伝達するものとする。また、（株）JCN コアラ葛飾に対しても放送を要請するものとする。</p> <p>ウ 各部長等は、災害対策本部設置の決定及び市長の指示等の伝達を受けた場合は、各課長等に対して、その旨を伝達するとともに、所要の指示をするものとする。</p> <p>エ 防災危機管理課長（不在時は防災危機管理課課長補佐）と秘書広報課長（不在時は秘書広報課課長補佐）は相互に協力し、防災行政無線、安心メール、広報車等及び報道機関を通じて、対策本部の設置及びその他必要な事項を市民に広報するものとする。</p>	3-18
	<p>5 職員の参集</p> <p>ア 職員は、勤務時間外に配備基準に該当する災害情報を覚知した場合は、該当する配備基準に従い、配備指令が伝達される前に自主的に登庁するものとする。</p>	3-19

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>また、市災害対策本部設置後職員は、直ちに所定の班に参集するものとする。参集不能の状態にあるときは、当該職員の所属長を通じて市災害対策本部にその旨連絡するよう努めるものとする。</p> <p>イ 職員は、所定の場所に参集出来ない場合は、その旨、所属する班又は災対本部事務局に報告するとともに、最寄りの市の施設に参集するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 職員は、参集に際して、食糧（1食分程度）、飲料水（水筒）、ラジオ等の携行に努めるものとする。</p> <p>エ 各部は、職員との連絡を確保し、その参集及び被災状況等を把握、所要の職員の早期動員に努めるとともに、その状況を災対本部事務局に通報するものとする。</p>	
<p>4 市災害対策本部の設置</p> <p>市災害対策本部は、流山市役所第1庁舎庁議室に設置する。</p>	<p>6 市災害対策本部の場所及び配置</p> <p>市災害対策本部室を、流山市役所第1庁舎庁議室に常設し、必要な資機材を準備し、円滑な本部会議の運営及び関係者の情報の共有と連携強化を図る。</p> <p>本部室の配置の基準は次のとおりとする。</p>	3-20

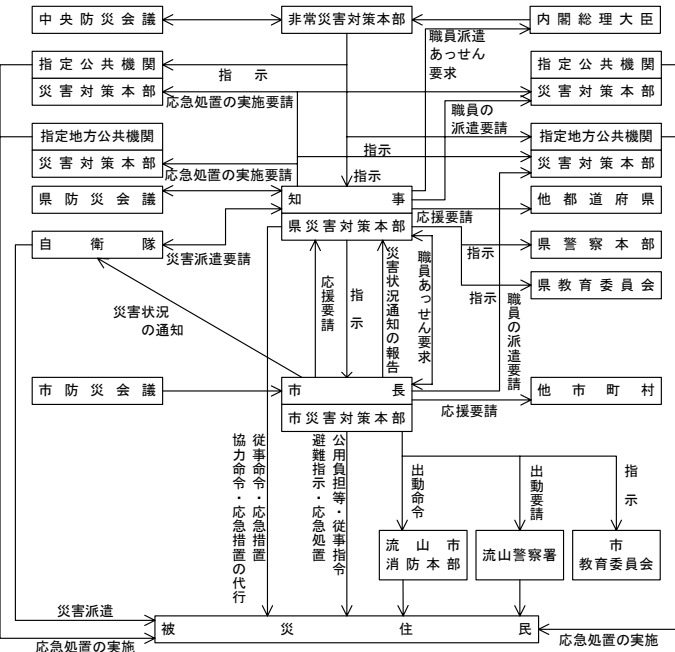
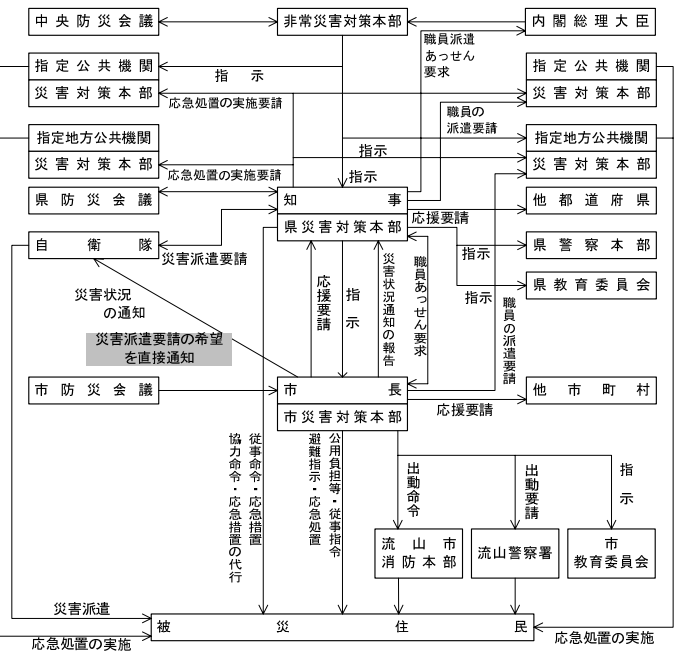
現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p style="text-align: right;">第1庁舎3階</p>  <p style="text-align: right;">庁議室（配置図）</p>  <p>図 3-1-2 本部室の配置</p>	
<p>5 市災害対策本部の運営 (1) 市災害対策本部の運営</p>	<p>7 市災害対策本部の運営 (1) 市災害対策本部の運営</p>	<p>3-21</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和41年流山市規則第33号）による。</p> <p>(2) 市災害対策本部会議 ア 組織及び協議事項</p> <p>市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し（本章「第1節第32(4) 図 市災害対策本部組織図）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防</p>	<p>市災害対策本部の運営等については、流山市災害対策本部規則（昭和41年流山市規則第33号）による。</p> <p>(2) 被災状況等に関する情報の収集及び分析 ア 各部は、被災状況等に関する情報を収集し、災対本部事務局に通報するものとする。 イ 災対本部事務局は、自ら得た情報と各課等から通報のあった情報を一元的に分析して、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県防災危機管理部、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。</p> <p>(3) 災害応急活動状況の把握 各部は、事務分掌に応ずる災害応急活動の状況を、災害対策室の該当状況図等に記入し、常に最新の状態に維持するとともに、庁内情報システム、千葉県防災情報システム、安心メール及び防災行政無線等を活用して、庁内、千葉県庁、流山市防災会議委員及び市民に、報告・通報、周知するものとする。</p> <p>(4) 市災害対策本部会議 ア 組織及び協議事項</p> <p>市災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって組織し（本章「第1節第32(4) 図 市災害対策本部組織図）、概ね次に掲げる災害予防、災害応急対策及びその他の防</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>災に関する重要な事項について協議する。</p> <p>ア 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。</p> <p>イ 市災害対策本部の活動体制に関すること。</p> <p>ウ 災害応急対策の実施及び調整に関すること。</p> <p>エ 応援要請に関すること。</p> <p>オ 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。</p> <p>カ 災害広報に関すること。</p> <p>キ 国に対する要望に関すること。</p> <p>ク 市災害対策本部の廃止に関すること。</p> <p>ケ その他重要な事項に関すること。</p> <p>なお、市災害対策本部の各部長は、災害情報、被害状況及び災害応急対策の状況その他必要な事項について、随時本部会議に報告するものとする。</p> <p>また、本部会議の庶務は、総務班（市民生活部安心安全課）が担当する。</p> <p>イ 招集</p> <p>本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて本部員、事務局職員を招集する。</p>	<p>災に関する重要な事項について協議する。</p> <p>(ア) 災害救助法適用基準の報告又は要請の実施に関すること。</p> <p>(イ) 市災害対策本部の活動体制に関すること。</p> <p>(ウ) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。</p> <p>(エ) 応援要請に関すること。</p> <p>(オ) 自衛隊の災害派遣要請及び配備に係る県との調整に関すること。</p> <p>(カ) 災害広報に関すること。</p> <p>(キ) 国に対する要望に関すること。</p> <p>(ク) 市災害対策本部の廃止に関すること。</p> <p>(ケ) その他重要な事項に関すること。</p> <p>イ 招集</p> <p>本部会議は、本部長が必要の都度招集する。また、招集の伝達は、災对本部事務局長が、勤務時間中においては庁内放送等を通じて行い、勤務時間外においては携帯電話等を用いて実施する。</p> <p>ウ 第1回開催時間</p> <p>(ア) 課業時間内に発災した場合 発災1時間後を基準</p> <p>(イ) 課業時間外に発災した場合 発災2時間後を基準</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁												
<p>(3) 市災害対策本部設置等の通知及び公表</p> <p>事務局長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、次により速やかに通知及び公表するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="286 448 891 671"> <thead> <tr> <th>通知先</th> <th>通知方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市各課</td> <td>庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td>県防災行政無線、電話、口頭</td> </tr> <tr> <td>一般市民</td> <td>市防災行政無線、広報車</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>電話、口頭、FAX、Eメール</td> </tr> <tr> <td>近隣市町</td> <td>電話、文書、県防災行政無線</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請</p> <p>本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。</p> <p>要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。</p>	通知先	通知方法	市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭	防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭	一般市民	市防災行政無線、広報車	報道機関	電話、口頭、FAX、Eメール	近隣市町	電話、文書、県防災行政無線	<p>(5) 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請</p> <p>本部長は、被害状況及び応急対策実施状況に関する情報を交換し、効率的な応急対策を実施するため必要があると認める場合は、防災関係機関等に対し連絡員の派遣を要請するものとする。</p> <p>要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機等を携行させるよう配慮するものとする。</p> <p>(6) 職員の増強</p> <p>ア 職員の派遣要請</p> <p>災害応急対策実施のため必要があるときは、災害対策基本法の関係法令及び相互応援協定等により、国、県及び他市町村等に対して職員の派遣を求めるものとする。</p> <p>イ 退職職員の臨時雇用</p>	<p>3-22</p>
通知先	通知方法													
市各課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭													
防災関係機関	県防災行政無線、電話、口頭													
一般市民	市防災行政無線、広報車													
報道機関	電話、口頭、FAX、Eメール													
近隣市町	電話、文書、県防災行政無線													

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>(5) 職員の健康管理及び給食等 本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。</p> <p>(6) 関係者以外の立入制限 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、関係者以外の立入りを制限するものとする。</p>	<p>災害応急対策の実施について要員が不足した場合は、必要に応じて退職した市職員を臨時職員として雇用するものとする。</p> <p>(7) 職員の健康管理及び給食等 災対本部事務局長は、職員の健康管理及び給食等に必要な基本的な措置を講じるものとし、各部長及び各班長は、班員の健康及び勤務の状態等に常に配意し、適切な措置をとるものとする。</p> <p>(8) 関係者以外の立入制限 市災害対策本部は、円滑に業務を行うため、必要に応じて、関係者以外の立入りを制限するものとする。</p>	
<p>6 動員配備計画 (略)</p>	<p>(→内容を第1及び第3の各配備体制の場所に移動)</p>	<p>—</p>
<p>7 本部及び本部職員の腕章等 (略)</p>	<p>8 本部及び本部職員の腕章等 (略)</p>	<p>3-22</p>
<p>8 県及び国の対策本部との連携 (略)</p>	<p>9 県及び国の対策本部との連携 (略)</p>	<p>3-23</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
 <p>図 総合防災体制図</p>	 <p>図 3-1-4 総合防災体制図</p>	3-24
<p>第2節 情報の収集・伝達計画 第1 気象注意報・警報等の伝達 【河川班・災对本部事務局・情報収集班・予防消防班】 1 気象警報等の伝達系統及び方法 (1) 伝達系統</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達計画 第1 気象注意報・警報等の伝達 【河川班・総務班・情報収集班・予防消防班】 1 気象警報等の伝達系統及び方法 (1) 伝達系統</p>	3-29

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>図 気象警報等の伝達系統</p> <p>(2) 伝達方法 ア 安心安全課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。 イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達す</p>	<p>図3-2-1 気象警報等の伝達系統</p> <p>(2) 伝達方法 ア 防災危機管理課は、気象警報等を受理したとき必要に応じて関係各課及び関係機関に伝達するほか、防災行政無線等を利用して住民に伝達する。 イ 消防本部は、消防機関に伝達するとともに、広報車等により住民に伝達するものとする。 なお、休日又は退庁後において気象警報等を受理した場合には、緊急性のあるものに限り防災行政無線の遠隔操作を行い、住民に伝達す</p>	<p>3-30</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>るものとする。</p> <p>ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受信した守衛は、安心安全課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。</p> <p>エ 自治会長は、防災行政無線の戸別受信機もしくは市からの電話連絡により気象警報等を受信した場合は、地域住民に伝達するものとする。</p>	<p>るものとする。</p> <p>ウ 休日又は退庁後に気象情報等を受信した守衛は、防災危機管理課長に連絡し、指示を仰ぐとともに、河川課長に連絡する。</p> <p>エ 自治会長は、防災行政無線の戸別受信機もしくは市からの電話連絡により気象警報等を受信した場合は、地域住民に伝達するものとする。</p>	

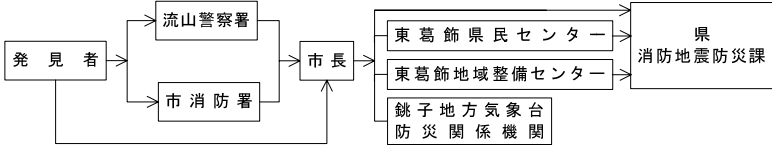
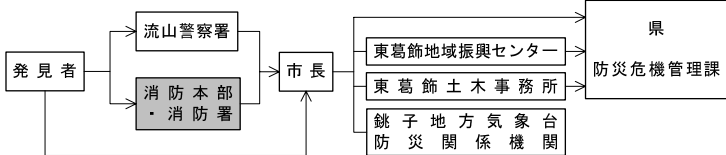
現行（平成19年度修正）		平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）		頁	
2 気象警報等の種類と発表基準		2 気象警報等の種類と発表基準		3-31	
(1) 注意報		(1) 注意報			
表 気象注意報の種類と発表基準(1/2)		表 3-2-1(1) 気象注意報の種類と発表基準(1/2)			
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る もの	気 象 注 意 報	種	類	発 表 基 準
			風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が陸上及び東京湾で13m/s、その他の海上で15m/s以上と予想される場合。	
			強風注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上及び東京湾で13m/s、その他の海上で15m/s以上と予想される場合。	
			大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上又は3時間雨量が60mm以上もしくは24時間雨量が90mm以上と予想される場合。	
			大雪注意報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合。	
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が陸上で100m以下又は海上で500m以下になると予想される場合。	
			雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。	
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
			着氷(雪)注意報	激しい着氷(雪)が予想される場合。	
			霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4月1日から5月31日までに最低気温が4℃以下と予想される場合。	
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る もの	気 象 注 意 報	種	類	発 表 基 準
			風雪注意報	風雪によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い平均風速が13m/s以上と予想される場合。雷を伴う。	
			強風注意報	強風によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が13m/s以上と予想される場合。	
			大雨注意報	大雨によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上又は土壌雨量指数が基準以上(92)と予想される場合。	
			大雪注意報	大雪によって重大な被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが5cm以上と予想される場合。	
			濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合。	
			雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。	
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が30%以下になると予想される場合。	
			着氷(雪)注意報	激しい着氷(雪)が予想される場合。	
			霜注意報	晩霜によって農作物等に著しい被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 4月1日から5月31日までに最低気温が4℃以下と予想される場合。	

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁	
表 気象注意報の種類と発表基準 (2/2)			表 3-2-1(2) 気象注意報の種類と発表基準 (2/2)			3-32	
注意報	一般の利用に適合するもの	※1 地面現象 注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。	※1 地面現象 注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって被害が予想される場合。
		高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面（T.P.）上1.8m以上（A.P.以上2.9m以上）と予想される場合。	高潮注意報	高潮注意報	
		波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が東京湾1.5m以上、太平洋沿岸2.5m以上と予想される場合。	波浪注意報	波浪注意報	
		※1 浸水注意 報	浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。	※1 浸水注意 報	浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上又は3時間雨量が60mm以上もしくは24時間雨量が90mm以上と予想される場合。	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が30mm以上又は1時間雨量が20mm以上かつ江戸川流域雨量指数(9)以上と予想される場合。
		※2 水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。	※2 水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報に同じ。
	※2 水防活動用 の 利用に 適合 するもの	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。	水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	一般の利用に適合する高潮注意報に同じ。
		水防活動用 洪水注意報 注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。	水防活動用 洪水注意報 注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報に同じ。
		注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。			注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。		
		2. ※1 この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。			2. ※1 この注意報は、標題を出さないで気象注意報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する注意報は、一般の注意報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。		
3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。			3. 注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の注意報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。				
4. この基準は、平成17年10月3日現在、千葉県西北部東葛飾地域のものである。			4. この基準は、平成22年10月1日現在、千葉県流山雨のものである。				

現行（平成19年度修正）		平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）		頁
(2) 警報		(2) 警報		3-33
表 気象警報の種類と発表基準(1/2)		表 3-2-2(1) 気象警報の種類と発表基準(1/2)		
警報	一般の利用に適合するもの	種	類	発 表 基 準
			暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm以上又は3時間雨量が80mm以上もしくは24時間雨量が150mm以上と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
		※1 地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	台風等による海面の上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が東京湾平均海面(T.P)上2.5m以上(A.P)上3.6m以上と予想される場合。
		波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が東京湾3.0m、太平洋沿岸6.0m以上となると予想される場合。
警報	一般の利用に適合するもの	種	類	発 表 基 準
			暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が20m/s以上と予想される場合。
			暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 降雪を伴い、平均風速が20m/s以上と予想される場合。雷を伴う。
			大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm以上(浸水害)又は土壌雨量指数が基準(115)以上(土砂災害)と予想される場合。
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが20cm以上と予想される場合。
		※1 地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
		高潮警報	高潮警報	
		波浪警報	波浪警報	
	※1 浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。	
	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。 1時間雨量が50mm以上又は1時間雨量が30mm以上かつ江戸川流域雨量指数(9)以上と予想される場合。	

現行（平成19年度修正）		平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）		頁
表 気象警報の種類と発表基準(2/2)		表 3-2-2(2) 気象警報の種類と発表基準(2/2)		3-34
種	類	発 表 基 準		
警 報	※2 水防活動の 利用に 適合す るもの	水防活動用気 象警報	大 雨 警 報	一般の利用に適合する大雨警報に同じ。
		水防活動用高 潮警報	高 潮 警 報	一般の利用に適合する高潮警報に同じ。
		水防活動用洪 水警報	洪 水 警 報	一般の利用に適合する洪水警報に同じ。
<p>注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。</p> <p>2. ※1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。</p> <p>3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。</p> <p>4. この基準は、平成17年10月3日現在、千葉県北西部東葛飾地域のものである。</p>				
<p>注) 1. 発表基準欄に記載した数値は、県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。 これは、近年宅地開発等により災害発生が多くなり、今後この数値は変わることもある。</p> <p>2. ※1 この警報は、標題を出さないで気象警報と含めて行う。 ※2 水防活動の利用に適合する警報は、一般の注警報のうち水防に関するものを用いて行い、水防活動用の語は用いない。</p> <p>3. 警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。 また、新たな注意報又は警報が発表される時は、これまで継続中の警報は自動的に解除又は更新されて新たな注意報又は警報に替えられる。</p> <p>4. この基準は、平成22年10月1日現在、千葉県流山市地域のものである。</p>				
(3) 注意報・警報の取扱い		(3) 注意報・警報の取扱い		
(略)		(略)		
ウ 土砂災害に対する一層の警戒を伝える警報等の発表について		ア 土砂災害警戒情報		
<p>気象庁では、防災対策により効果的に利用できる警報等の発表のため、 重大な土砂災害の危険性が高まった場合には、見出しや本文中に「ここ 数年間で最も土砂災害の危険性が高くなっています」等具体的な表現を 用いて、土砂災害に対するより一層の警戒を呼びかけることとしてい る。</p>		<p>土砂災害警戒情報は、大雨警報が発表されている際、土砂災害発生の危 険性が高まったときに、市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害 応急対応を適時適切に行うための支援と、住民の自主避難の判断等にも 利用できることを目的として、気象業務法、災害対策基本法に基づき、 千葉県と銚子地方気象台が共同で作成・発表する情報である。</p>		
(4) 知事が発する警報		イ 土砂災害警戒情報の発表単位		
		土砂災害警戒情報は市町村を発表単位とする。		
		ウ 土砂災害警戒情報の発表基準		
		大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を		

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁						
<p style="text-align: center;">表 知事が発する警報の種類と発表基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 55%;">発令基準</th> <th style="width: 30%;">発令先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">がけ崩れ警報</td> <td> 次の2要件を総合的に判断して「がけ崩れ」の発生が予想されるときに発令されるものとする。 ア 大雨注意報が発令されているとき。 イ 1時間雨量が40mmを超えることが予想されるとき又は既に100mmの雨が降った以降において、1時間雨量が20mmを超えることが予想されるとき。 </td> <td style="text-align: center;">市町村長</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発令基準	発令先	がけ崩れ警報	次の2要件を総合的に判断して「がけ崩れ」の発生が予想されるときに発令されるものとする。 ア 大雨注意報が発令されているとき。 イ 1時間雨量が40mmを超えることが予想されるとき又は既に100mmの雨が降った以降において、1時間雨量が20mmを超えることが予想されるとき。	市町村長	<p>基に作成した指標が、当該情報の発表基準に達した場合。</p> <p>エ 土砂災害警戒情報の解除基準</p> <p>降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合。または、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ、解除できるものとする。</p> <p>オ 土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p>土砂災害警戒情報の伝達経路については、警報・注意報と同様とする。</p> <p>カ 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項</p> <p>(ア) 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難勧告等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。</p> <p>(イ) 個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。</p> <p>また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。</p>	3-35
種類	発令基準	発令先						
がけ崩れ警報	次の2要件を総合的に判断して「がけ崩れ」の発生が予想されるときに発令されるものとする。 ア 大雨注意報が発令されているとき。 イ 1時間雨量が40mmを超えることが予想されるとき又は既に100mmの雨が降った以降において、1時間雨量が20mmを超えることが予想されるとき。	市町村長						
<p>3 雨量等の収集</p> <p>気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、安心安全課は、中央消防署、東分署及び北消防署における1時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。</p>	<p>3 雨量等の収集</p> <p>気象状況により、相当量の降雨が予想される場合、防災危機管理課は、中央消防署、東消防署、南消防署及び北消防署における1時間毎の雨量をとりまとめ、速やかに各課に伝達するものとする。</p>	3-36						
<p>4 異常現象発見者の通報義務</p> <p>(1) 住民</p>	<p>4 異常現象発見者の通報義務</p> <p>(1) 住民</p>	3-36						

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。</p> <p>また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。</p> <p>ア 流山警察署 イ 流山市役所（安心安全課） ウ 消防本部及び分署 エ その他の関係機関又は近くの消防職員、市職員</p> <p>(2) 関係機関職員等 通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</p> <p>(3) 市長 通報を受けた場合、市長は銚子地方気象台、県（消防地震防災課）及びその他の関係機関に通報する。必要があるときは、消防機関の協力を求めるものとする。</p>  <p>図 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ</p>	<p>災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を遅滞なく電話等により次の最も近い場所に通報するものとする。</p> <p>また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。</p> <p>ア 流山警察署 イ 流山市役所（防災危機管理課） ウ 消防本部及び各消防署 エ その他の関係機関又は近くの消防職員、市職員</p> <p>(2) 関係機関職員等 通報を受けた関係機関職員、消防職員、市職員等は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。</p> <p>(3) 市長 通報を受けた場合、市長は、直ちに下記の機関に通報する。</p> <p>(ア) 銚子地方気象台 (イ) その災害に関係のある近隣市町村 (ウ) 最寄りの県出先機関（東葛飾地域整備センター、東葛飾土木事務所）及び警察署</p>  <p>図3-2-2 異常現象発見時の「市」を経由する通報の流れ</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画</p> <p>第3 水防活動</p> <p>【総務班・県東葛飾地域整備センター・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】</p> <p>水防活動は、洪水等を警戒し、及び防衛し、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。</p> <p>1 水防本部</p> <p>(1) 水防本部の設置</p> <p>「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。</p> <p>ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。</p> <p>イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 水防本部の設置場所</p> <p>流山市水防本部の設置場所は、流山市役所内とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。</p> <p>(3) 水防組織</p> <p>水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。</p>	<p>第3節 消防・救助救急・水防・危険物等対策の計画</p> <p>第3 水防活動</p> <p>【災対本部事務局・河川班・消防本部・県東葛飾土木事務所・国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所】</p> <p>水防活動は、洪水等を警戒し、及び防ぎよし、又は被害の軽減を図るため、「流山市水防計画」に基づいて行い、住民の安全を保持するものとする。</p> <p>1 水防本部</p> <p>(1) 水防本部の設置</p> <p>「流山市水防計画」に基づき、次のいずれかに該当する場合であって水防管理者（市長）が水防の警戒体制を図る必要があると認めるとき、流山市水防本部を設置する。</p> <p>ア 関係官署から水防に関する予報及び警報が発せられ、被害発生のおそれがあるとき。</p> <p>イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>(2) 水防本部の設置場所</p> <p>流山市水防本部の設置場所は、流山市役所第1庁舎庁議室とする。ただし、必要に応じてその場所を変更することができる。</p> <p>(3) 水防組織</p> <p>水防組織は次のとおりとし、警戒配備に準じた配備人員とする。</p>	<p>3-67</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>ア 本部組織</p> <p>水防本部の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班—秘書広報課 企画政策課 総務班—安心安全課 総務課 河川課 情報収集班—税制課 市民税課 資産税課 救護部 <ul style="list-style-type: none"> 救援庶務班—社会福祉課 避難誘導交通班—コミュニティ課 市民課 安心安全課 防疫衛生班—環境政策課 リサイクル推進課 クリーン推進課 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班—道路管理課 土木建設班—道路建設課 土木建築班—建築住宅課 宅地課 河川班—下水道業務課 下水道建設課 河川課 都市計画班—都市計画課 みどりの課 西平井・鶴ヶ崎地区区画整理事務所 消防部 <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班—消防総務課 予防消防班—予防課 消防防災課 警防班—中央消防署 北消防署 <p>消防団（水防団）</p> <p>〔参考〕災害対策本部移行後</p> <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班 総務班 財務会計班—総務部 情報収集班 総務協力班 救援庶務班 避難誘導交通班 救護班—救護部 物資輸送班 救助協力班 防疫衛生班 建設庶務班 土木建設班—建設部 土木建築班 河川班 都市計画班 教育庶務班—教育部 学校教育班 生涯学習班 水道庶務班—水道部 給水工務班 消防総務班 予防消防班—消防部 警防班 	<p>水防本部の組織</p> <p>〔参考〕災害対策本部移行後</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務部 <ul style="list-style-type: none"> 秘書広報班—秘書広報課、企画政策課 総務班—防災危機管理課、河川課（兼任） —総務課 情報収集班—税制課、市民税課、資産税課 救護部 <ul style="list-style-type: none"> 救援庶務班—社会福祉課 避難誘導交通班—コミュニティ課、市民課 防疫衛生班—環境政策課、リサイクル推進課、 —クリーン推進課 建設部 <ul style="list-style-type: none"> 建設庶務班—道路管理課 土木建設班—道路建設課 河川班—下水道業務課、下水道建設課、河川課 土木建築班—建築住宅課、宅地課 都市計画班—都市計画課 —みどりの課、 —西平井・鶴ヶ崎地区区画整理事務所 消防部 <ul style="list-style-type: none"> 消防総務班—消防総務課 予防消防班—予防課、消防防災課 警防班—中央消防署、東消防署、南消防署、北消防署 <p>水防本部 本部長：市長 副本部長：副市長</p> <p>災害対策本部</p> <p>図 3-3-1 市水防本部組織図</p>	<p>3-68</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																																																										
<p style="text-align: center;">本部室構成</p> <table border="1" data-bbox="203 290 878 667"> <tr><td rowspan="13">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td rowspan="10">本部員</td><td>企画財政部長</td><td></td></tr> <tr><td>総務部長</td><td></td></tr> <tr><td>市民生活部長</td><td></td></tr> <tr><td>産業振興部長</td><td></td></tr> <tr><td>環境部長</td><td></td></tr> <tr><td>都市計画部長</td><td></td></tr> <tr><td>都市整備部長</td><td></td></tr> <tr><td>土木部長</td><td></td></tr> <tr><td>消防長</td><td></td></tr> <tr><td>消防団長</td><td></td></tr> <tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">図 市水防本部組織図</p>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	本部員	企画財政部長		総務部長		市民生活部長		産業振興部長		環境部長		都市計画部長		都市整備部長		土木部長		消防長		消防団長		その他本部長が必要と認めた者		<p style="text-align: center;">表 3-3-2 本部室構成</p> <table border="1" data-bbox="1171 306 1794 679"> <tr><td rowspan="13">本部</td><td>本部長</td><td>市長</td></tr> <tr><td>副本部長</td><td>副市長</td></tr> <tr><td>指揮監</td><td>土木部長</td></tr> <tr><td rowspan="10">本部員</td><td>総合政策部長</td><td></td></tr> <tr><td>総務部長</td><td></td></tr> <tr><td>財政部長</td><td></td></tr> <tr><td>市民生活部長</td><td></td></tr> <tr><td>健康福祉部長</td><td></td></tr> <tr><td>環境部長</td><td></td></tr> <tr><td>都市計画部長</td><td></td></tr> <tr><td>都市整備部長</td><td></td></tr> <tr><td>消防長</td><td></td></tr> <tr><td>消防団長</td><td></td></tr> <tr><td>その他本部長が必要と認めた者</td><td></td></tr> </table>	本部	本部長	市長	副本部長	副市長	指揮監	土木部長	本部員	総合政策部長		総務部長		財政部長		市民生活部長		健康福祉部長		環境部長		都市計画部長		都市整備部長		消防長		消防団長		その他本部長が必要と認めた者		3-69
本部		本部長	市長																																																									
		副本部長	副市長																																																									
		本部員	企画財政部長																																																									
			総務部長																																																									
			市民生活部長																																																									
			産業振興部長																																																									
			環境部長																																																									
			都市計画部長																																																									
			都市整備部長																																																									
			土木部長																																																									
			消防長																																																									
			消防団長																																																									
	その他本部長が必要と認めた者																																																											
本部	本部長	市長																																																										
	副本部長	副市長																																																										
	指揮監	土木部長																																																										
	本部員	総合政策部長																																																										
		総務部長																																																										
		財政部長																																																										
		市民生活部長																																																										
		健康福祉部長																																																										
		環境部長																																																										
		都市計画部長																																																										
		都市整備部長																																																										
		消防長																																																										
		消防団長																																																										
その他本部長が必要と認めた者																																																												
<p>イ 水防本部各班の事務分掌</p>	<p style="text-align: center;">表 3-3-3(1) 水防本部の編成及び本部の事務分掌(1/3)</p> <table border="1" data-bbox="1090 858 1800 1359"> <thead> <tr> <th>本部設置時の職名</th> <th>平常時の職名</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>市長</td> <td>水防本部の事務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副市長</td> <td>本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。</td> </tr> <tr> <td>指揮監</td> <td>土木部長</td> <td>本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長</td> <td>本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌	本部長	市長	水防本部の事務を総括する。	副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。	指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。	本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。	3-69																																											
本部設置時の職名	平常時の職名	事務分掌																																																										
本部長	市長	水防本部の事務を総括する。																																																										
副本部長	副市長	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。																																																										
指揮監	土木部長	本部長、副本部長を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、本部員を指揮監督する。																																																										
本部員	市民生活部長 総務部長 総合政策部長 財政部長 健康福祉部長 環境部長 都市計画部長 都市整備部長 消防長 消防団長	本部長、副本部長及び指揮監を補佐し、その命を受けて分掌事務を掌理し、班を指揮監督する。																																																										

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁
表 市水防本部の編成及び各班の事務分掌 (1/2)			表 3-3-3(2) 水防本部の編成及び各班の事務分掌 (2/3)			3-70
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌	
総務部 ◎市民生活部長 ○土木部長 総務部長 企画財政部長	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事	【総務部】 ◎市民生活部長 ○総務部長 総合政策部長 財政部長	秘書広報班	1 本部長、副本部長及び指揮監の秘書に関する事 2 水防情報関係の広報に関する事 3 災害時の記録及び撮影に関する事 4 報道機関との連絡に関する事	
	総務班 ◎安心安全課長 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備情報に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事		総務班 ◎防災危機管理課 ○河川課長 総務課長	1 水防本部の設置及び本部室の運営に関する事 2 職員の動員配置及び労務供給に関する事 3 水防対策従事者名簿の作成に関する事 4 水防情報の総括及び報告に関する事 5 警報の伝達に関する事 6 避難準備情報に関する事 7 関係機関との連絡調整に関する事 8 各部各班との連絡調整に関する事 9 県・市防災行政無線の運用統制に関する事 10 部の庶務に関する事	
	情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事		情報収集班 ◎税制課長 ○市民税課長 資産税課長	1 水防情報の収集及び伝達に関する事 2 被害の調査及び集計に関する事	
救援部 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事	【救援部】 ◎健康福祉部長 ○環境部長	救援庶務班 ◎社会福祉課長	1 部内各班との連絡調整に関する事 2 福祉会館等の避難所開設協力に関する事 3 部の庶務に関する事	
	避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 安心安全課長	1 避難誘導に関する事 2 交通規制に関する事 3 交通安全対策に関する事 4 交通機関等との連絡調整に関する事		避難誘導交通班 ◎コミュニティ課長 ○市民課長 防災危機管理課長	1 避難誘導に関する事 2 交通規制に関する事 3 交通安全対策に関する事 4 交通機関等との連絡調整に関する事	
				防疫衛生班 ◎環境政策課長 ○リサイクル推進課長 クリーン推進課長	1 災害時の防疫及び消毒に関する事 2 災害時のし尿及びごみの処理に関する事	

現行（平成19年度修正）			平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）			頁
表 市水防本部の編成及び各班の事務分掌（2/2）			表 3-3-3(3) 水防本部の編成及び各班の事務分掌（3/3）			3-71
部	班	事務分掌	部	班	事務分掌	
建設部 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	土木建設班 ◎道路建設課長	道路及び橋梁の巡視、応急修理及び復旧に関する こと。	【建設部】 ◎都市計画部長 ○都市整備部長	河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長	1 水防技術に関する こと。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関する こと。 3 水門の監視及び操作に関する こと。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する こと。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に 関 すること。	
	土木建築班 ◎建築住宅課長 ○宅地課長	1 被災者の救助に関する こと。 2 水防通信に関する こと。 3 被害調査に関する こと。		河川班 ◎下水道建設課長 ○下水道業務課長 河川課長	1 水防技術に関する こと。 2 河川及び下水道施設の巡視、応急修理及び復 旧に関する こと。 3 水門の監視及び操作に関する こと。 4 樋管等閉鎖による内水のいっ水防止に関する こ と。 5 千葉県湛水防除事業流山排水機場の操作に 関 すること。	
	都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する こと。		都市計画班 ◎都市計画課長 ○西平井・鱈ヶ崎地区 区画整理事務所長 みどりの課長	1 部内他班の協力に関する こと。	
消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する こと。 3 水防資機材の調達に関する こと。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関する こと。 5 部の庶務に関する こと。	消防部 ◎消防長	消防総務班 ◎消防総務課長	1 部内各班との連絡調整に関する こと。 2 消防に係る関係機関との連絡に関する こと。 3 水防資機材の調達に関する こと。 4 消防本部及び消防署の所管に属する施設の被 害の調査及び報告に関する こと。 5 部の庶務に関する こと。	
	予消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する こと。 2 水防情報の収集及び伝達に関する こと。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する こと。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関する こ と。 5 消防通信の統制運用に関する こと。 6 消防の相互応援に関する こと。		予消防班 ◎消防防災課長 ○予防課長	1 消防隊の総括運用及び指令に関する こと。 2 水防情報の収集及び伝達に関する こと。 3 雨量、水位等の観測及び報告に関する こと。 4 消防職員及び消防団員の非常参集に関する こ と。 5 消防通信の統制運用に関する こと。 6 消防の相互応援に関する こと。	
		1 警戒区域の設定に関する こと。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関する こ と。 3 水防工作に関する こと。 4 避難に関する こと。 5 現場広報に関する こと。		警防班 ◎中央消防署長 東消防署長 南消防署長 ○北消防署長	1 警戒区域の設定に関する こと。 2 河川、堤防等の巡視、警戒、防ぎよに関する こ と。 3 水防工作に関する こと。 4 避難に関する こと。 5 現場広報に関する こと。	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁																											
<table border="1" data-bbox="181 256 857 389"> <tr> <td data-bbox="181 256 488 389"> 消防団 (水防団) ◎消防団長 </td> <td data-bbox="488 256 857 389"> 1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="170 392 909 555"> 注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、安心安全課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。 </p>	消防団 (水防団) ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。	<table border="1" data-bbox="1088 256 1800 389"> <tr> <td data-bbox="1088 256 1429 389"> 消防団 (水防団) ◎消防団長 </td> <td data-bbox="1429 256 1800 389"> 1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="1081 392 1821 512"> 注) 1) ◎印は、各部の部長及び各班の班長とする。 2) ○印は、各部の副部長及び各班の副班長とする。 3) 各班の所属職員は、班の欄に記載するそれぞれの課等の長が業務を掌理する課等に所属する職員とする。ただし、防災危機管理課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び避難誘導交通班に配置する職員を、河川課の課長は当該課の職員のうちから総務班及び河川班に配置する職員をあらかじめ指定しておくものとする。 </p>	消防団 (水防団) ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。																								
消防団 (水防団) ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。																												
消防団 (水防団) ◎消防団長	1 河川、堤防等の巡視、警戒及び水位の観測に関すること。 2 水防工作に関すること。 3 避難活動に関すること。																												
<p data-bbox="163 635 515 667">(5) 災害対策本部との関係</p> <p data-bbox="470 687 685 708">表 水防本部の配備基準</p> <table border="1" data-bbox="170 715 985 1262"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 715 398 735"></th> <th data-bbox="398 715 763 735">配備基準</th> <th data-bbox="763 715 985 735">配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 735 398 916"> 水防本部設置前 (水防注意体制) </td> <td data-bbox="398 735 763 916"> ア 台風等の気象現象が認められた場合に、次の注意報の1以上が発表され、市民生活部長が土木部長と協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 ア 江戸川はん濫注意情報 </td> <td data-bbox="763 735 985 916"> 安心安全課長、河川課長、安心安全課、河川課、道路管理課、道路建設課、下水道建設課、下水道業務課職員数名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 916 398 1118"> 水防本部設置 (水防警戒体制) </td> <td data-bbox="398 916 763 1118"> ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 </td> <td data-bbox="763 916 985 1118"> 本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1118 398 1262"> 水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行 </td> <td data-bbox="398 1118 763 1262"> ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="763 1118 985 1262"> - </td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	配備人員	水防本部設置前 (水防注意体制)	ア 台風等の気象現象が認められた場合に、次の注意報の1以上が発表され、市民生活部長が土木部長と協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 ア 江戸川はん濫注意情報	安心安全課長、河川課長、安心安全課、河川課、道路管理課、道路建設課、下水道建設課、下水道業務課職員数名	水防本部設置 (水防警戒体制)	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき	-	<p data-bbox="1077 635 1429 667">(5) 災害対策本部との関係</p> <p data-bbox="1357 700 1621 721">表 3-3-4 水防本部の配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1088 727 1890 1345"> <thead> <tr> <th data-bbox="1088 727 1261 748"></th> <th data-bbox="1261 727 1753 748">配備基準</th> <th data-bbox="1753 727 1890 748">配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1088 748 1261 871"> 水防本部設置前 水防準備体制 </td> <td data-bbox="1261 748 1753 871"> ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（江戸川） </td> <td data-bbox="1753 748 1890 871"> 防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）の課長及び職員数名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 871 1261 1046"> 水防本部設置前 水防注意体制 </td> <td data-bbox="1261 871 1753 1046"> ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報 </td> <td data-bbox="1753 871 1890 1046"> 防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1046 1261 1230"> 水防本部設置 水防警戒体制 </td> <td data-bbox="1261 1046 1753 1230"> ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。 </td> <td data-bbox="1753 1046 1890 1230"> 本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1088 1230 1261 1345"> 水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行 </td> <td data-bbox="1261 1230 1753 1345"> ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき </td> <td data-bbox="1753 1230 1890 1345"> - </td> </tr> </tbody> </table>		配備基準	配備人員	水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）の課長及び職員数名	水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名	水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者	水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき	-	<p data-bbox="1995 639 2063 667">3-73</p>
	配備基準	配備人員																											
水防本部設置前 (水防注意体制)	ア 台風等の気象現象が認められた場合に、次の注意報の1以上が発表され、市民生活部長が土木部長と協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 ア 江戸川はん濫注意情報	安心安全課長、河川課長、安心安全課、河川課、道路管理課、道路建設課、下水道建設課、下水道業務課職員数名																											
水防本部設置 (水防警戒体制)	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者																											
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条第2項）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき	-																											
	配備基準	配備人員																											
水防本部設置前 水防準備体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 (イ) 水防団待機水位（江戸川）	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）の課長及び職員数名																											
水防本部設置前 水防注意体制	ア 東葛飾地方及び隣接する区域に次の注意報等の1以上が発表もしくは伝達され、土木部長、市民生活部長及び消防長が協議し、必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報※ a. 大雨注意報 b. 洪水注意報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫注意情報	防災危機管理課、河川課、道路管理課、消防防災課（水防4課）、道路建設課、下水道業務課、下水道建設課の課長及び職員数名																											
水防本部設置 水防警戒体制	ア 次の警報の1以上が発表され、水防管理者（市長）が必要と認めるとき (ア) 気象業務法に基づく予報 a. 大雨警報 b. 洪水警報 (イ) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫警戒情報 イ 集中豪雨等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。	本部長、全班長のほか、各班長が定めた所属職員 各公共施設の管理者																											
水防本部を廃止し、災害対策本部へ移行	ア 次の警報が発表されたとき (ア) 水防法（第10条の2）に基づく予報 a. 江戸川はん濫危険情報 イ 河川に災害が発生した場合又は大規模な災害が発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるとき	-																											

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>2 被害あるいは変状についての調査</p> <p>水害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。</p> <p>市は、水害発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒にあたり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。</p> <p>なお、調査結果については、県東葛飾地域整備センターに報告するものとする。</p>	<p>2 被害あるいは変状についての調査</p> <p>水害によって堤防の強度が低下した場合、堤防の亀裂や、湧水の発生等、何らかの変状が見られる可能性が高い。このような変状の有無を調査し、変状が発見された箇所については迅速に応急補強工事を実施する必要がある。</p> <p>市は、水害発生後直ちに、浸水区域等の有無の確認及び警戒に当たり、江戸川及び利根運河等の河川堤防の被害や変状について、周辺住民からの情報を収集するとともに現地を調査し、次に掲げるような項目を把握するものとする。</p> <p>なお、調査結果については、県東葛飾土木事務所に報告するものとする。</p>	3-73
<p>第5節 避難計画</p> <p>第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等</p> <p>【総務班・河川班・流山警察署・自衛隊】</p> <p>1 避難準備情報及び避難勧告・指示</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。</p> <p>「避難準備情報」は、住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</p> <p>「避難勧告」は、その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>第3 避難準備情報及び避難勧告・指示等</p> <p>【災对本部事務局・河川班・流山警察署・自衛隊】</p> <p>1 避難準備情報及び避難勧告・指示</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備情報の提供及び避難勧告・指示をするものとする。</p>	3-83 3-85 3-86

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁								
<p>「避難指示」は、被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。</p> <p>(1) 避難の基準</p> <p>基 準</p> <p>ア 河川警戒水位（はん濫注意水位）を突破する等洪水のおそれがあるとき。</p> <p>イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。</p> <p>ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。</p> <p>エ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。</p> <p>オ がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき。</p> <p>カ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。</p>	<p style="text-align: center;">表 3-5-1 避難情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1099 295 1899 624"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 避難の基準</p> <p>避 難 基 準</p> <p>ア 河川警戒水位（はん濫注意水位）を突破する等洪水のおそれがあるとき。</p> <p>イ 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。</p> <p>ウ 火災が拡大するおそれがあるとき。</p> <p>エ 爆発のおそれがあるとき</p> <p>オ 大量の有害又は有毒ガスあるいは可燃性ガス又は液体の流出等があったとき。</p> <p>カ がけくずれ等によって危険が切迫したとき、あるいは斜面において落石、亀裂、湧水、地鳴り等普段と異なる状況（災害の兆候）が確認されたとき。</p> <p>キ その他住民の生命、身体又は財産を災害から保護するため必要と認められるとき。</p>	種 類	内 容	避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。	避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。	
種 類	内 容									
避難準備情報	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる災害時要援護者の方々にいち早く安全な場所に避難していただくために発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。									
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すものである。									
避難指示	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるものである。									

現行（平成19年度修正）				平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）				頁
表 江戸川の洪水時における避難の基準				表 3-5-2 江戸川の洪水時における避難の基準				3-88
避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準	避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準	
			江戸川：野田				江戸川：西関宿、野田	
避難準備情報 (災害時要援護者 避難)	災害時要援護者等、 特に避難行動に時間を 要する者が避難行動を 開始しなければならない 段階であり、人的被害 の発生する可能性が 高まった状況。	災害時要援護者等、特 に避難行動に時間を要 する者は、計画された避 難場所への避難行動を 開始（避難支援者は支援 行動を開始）。	■水位：6.30m到達。 (江戸川はん濫注意情報の発 令)	避難準備情報 (災害時要援護者 避難)	災害時要援護者等、 特に避難行動に時間を 要する者が避難行動を 開始しなければならない 段階であり、人的被害 の発生する可能性が 高まった状況。	災害時要援護者等、特 に避難行動に時間を要 する者は、計画された避 難場所への避難行動を 開始（避難支援者は支援 行動を開始）。	■水位：6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫注意情報の発 令)	
避難勧告	通常の避難行動がで きる者が避難行動を開 始しなければならない 段階であり、人的被害 の発生する可能性が明 らかに高まった状況。	上記以外の者は、家族 等との連絡、非常用持出 品の用意等、避難準備を 開始。	■水位：8.90mに到達。 (江戸川はん濫警戒情報の発 令)	避難勧告	通常の避難行動がで きる者は、計画された避 難場所等への避難行動 を開始。	上記以外の者は、家族 等との連絡、非常用持出 品の用意等、避難準備を 開始。	■水位：8.30m（西関宿） 8.70m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫警戒情報の発 令)	
避難指示	前兆現象の発生や、 現在の切迫した状況か ら、人的被害の発生す る危険性が非常に高い と判断された状況。 堤防の隣接地等、地 域の特性等から人的被 害の発生する危険性が 非常に高いと判断され た状況。 人的被害の発生した 状況。	避難勧告等の発令後 で避難中の住民は、确实 な避難行動を直ちに完 了・未だ避難していない 対象住民は、直ちに避難 行動に移るとともに、そ の暇がない場合は生命 を守る最低限の行動。	■水位：9.20mに到達。 (江戸川はん濫危険情報の発 令) ■河川管理施設の異常（漏水 等破堤につながるおそれ のある被災等）を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異 常（堤防本体の亀裂、大規模 漏水等）を確認。	避難指示	前兆現象の発生や、 現在の切迫した状況か ら、人的被害の発生す る危険性が非常に高い と判断された状況。 堤防の隣接地等、地 域の特性等から人的被 害の発生する危険性が 非常に高いと判断され た状況。 人的被害の発生した 状況。	避難勧告等の発令後 で避難中の住民は、确实 な避難行動を直ちに完 了・未だ避難していない 対象住民は、直ちに避難 行動に移るとともに、そ の暇がない場合は生命 を守る最低限の行動。	■水位：8.50m（西関宿） 8.90m（野田） 到達時。 (江戸川はん濫危険情報の発 令) ■河川管理施設の異常（漏水 等破堤につながるおそれ のある被災等）を確認。 ■破堤を確認。 ■河川管理施設の大規模異 常（堤防本体の亀裂、大規模 漏水等）を確認。	
※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。				※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。				
情報の入手先 指定河川洪水予報：銚子地方気象台 (TEL 0479-24-2714：自動応答) (TEL 0479-23-7705：防災業務課) 江戸川の水位：関東地方整備局江戸川河川事務所 (TEL 04-7125-7311) 雨量、主要河川水位：(TEL 047-364-8417：自動応答) 千葉県：(TEL 043-223-3156：河川環境課)				情報の入手先 指定河川洪水予報：銚子地方気象台 (TEL 0479-24-2714：自動応答) (TEL 0479-23-7705：防災業務課) 江戸川の水位：関東地方整備局江戸川河川事務所 (TEL 04-7125-7311) 千葉県：(TEL 043-223-3156：河川環境課)				
(2) 避難対象地域				(2) 避難対象地域				3-89
ア 警戒すべき区間・箇所（第2章第2節第1「1.重要水防区域」参照）				ア 警戒すべき区間・箇所（第2章第2節第1「1.重要水防区域」参照）				

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>・江戸川流域（平方新田～下花輪～南流山～木地先）</p> <p>・利根運河流域（流山市東深井～西深井～深井新田地先）</p> <p>イ 避難すべき地域（第2章第2節「第2 ハザードマップの作成」参照）</p> <p>過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。</p> <p>ウ 浸水想定区域内の地下施設及び災害時要援護者が利用する施設（第2章第7節第2款「第5 避難施設の整備」参照）</p> <p>浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（災害時要援護者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。</p> <p>エ 土砂災害危険箇所（第2章「第3節 土砂災害予防計画」参照）</p> <p>避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>(5) 避難措置の周知</p> <p>避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知</p>	<p>・江戸川流域（深井新田～下花輪～南流山～木地先）</p> <p>・利根運河流域（流山市東深井～西深井地先）</p> <p>・坂川流域（古間木～野々下二丁目地先）</p> <p>イ 避難すべき地域（第2章第2節「第2 ハザードマップの作成」参照）</p> <p>過去の被害の実績や浸水被害結果などを踏まえながら不測の事態等も想定されるため、事態の進行・状況に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断する。</p> <p>なお、浸水想定区域は、一定規模の外力等を想定して作成されており、想定を上回る災害が発生する可能性があることと、平均的な地盤高等を用いて計算されており、細かい地形が反映されていないことに留意する。</p> <p>ウ 浸水想定区域内の地下施設及び災害時要援護者が利用する施設（第2章「第8節 避難対策」参照）</p> <p>浸水想定区域内における、地下施設及び高齢者・障害者・乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者（災害時要援護者）が利用する施設においては、あらかじめ定めた避難計画に基づき円滑かつ迅速に避難誘導を行う。</p> <p>エ 土砂災害危険箇所（第2章「第3節 土砂災害予防計画」参照）</p> <p>避難勧告等は、気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。</p> <p>(5) 避難措置と周知</p> <p>避難の勧告・指示をした者は、当該地域の住民に対してその内容を周知</p>	<p>3-91</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>ア 住民への周知徹底</p> <p>避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 ホームページ等に掲載して、インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。</p>	<p>させるとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。</p> <p>ア 住民への周知徹底</p> <p>避難の勧告・指示を行った者は、速やかにその旨を住民に対して周知するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに周知するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 直接的な周知として、防災行政無線、広報車等を活用する。 消防機関、警察、行政連絡員等を通じて周知する。 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。 自治会等の自主防災組織において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や地域コミュニティ間での直接的な声かけを行う。 災害時要援護者等の事前登録者や緊急連絡先、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者への伝達（FAXや携帯電話メールの活用も含む）を行う。 インターネット上のホームページや安心メール、エリアメール（NTT docomo）、緊急速報メール（au、SoftBank）、ツイッターによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達を行う。 <p>イ 関係機関相互の連絡</p> <p>避難の勧告・指示又は解除を行った者は、その旨を県及び関東地方整備局江戸川河川事務所、流山警察署等の関係機関に連絡し、現場での情報混乱を未然に防止するものとする。</p>	

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
<p>第15節 雪害対策</p> <p>【市民生活部・土木部・消防本部】</p> <p>1 道路除雪 （略）</p> <p>2 道路の除雪活動</p> <p>(1) 消防職（団）員の出動 （略）</p> <p>(2) 一般住民への要請 （略）</p> <p>3 雪害による農作物の応急対策 （略）</p>	<p>第15節 雪害対策</p> <p>【災对本部事務局・建設庶務班・物資輸送班・警防班】</p> <p>1 道路の除雪作業 （略）</p> <p>(4) 消防職（団）員の出動 （略）</p> <p>(5) 一般住民への要請 （略）</p> <p>2 農作物の雪害応急対策 （略）</p>	<p>3-198</p> <p>3-199</p>
	<p>第16節 帰宅困難者対策</p> <p>風水害等により鉄道が停止し、通勤、通学、出張、買物、旅行等の理由で、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が予想される場合には、帰宅困難者の発生の抑制対策を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保等の帰宅困難者等への支援を行う。</p> <p>【災对本部事務局・秘書広報班・避難誘導救援班】</p> <p>1 帰宅困難者の発生の抑制対策</p> <p>市は、企業や学校等に対して、気象情報等により鉄道の停止が予想され</p>	<p>3-200</p>

現行（平成19年度修正）	平成24年度修正案（平成24年5月24日現在）	頁
	<p>る場合は、従業員のほか、訪問者・利用者等について、早めの帰宅を促すとともに、状況が悪化した場合は屋内待機し、災害の恐れがなくなつてから帰宅を促すよう帰宅困難者の抑制対策を図る。</p> <p>2 情報提供等 関係機関等協力して、帰宅困難者にとって必要な交通情報や町内の被害状況等の情報、市が準備する一時的避難場所等を、市ホームページや流山市安心メール、ツイッター等を活用して提供する。</p> <p>3 一時避難場所への誘導 鉄道施設等が被災し、運行停止が長時間になった場合、市は、帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等で滞留し、避難を希望する人に対し、一時避難場所を提供するとともに、鉄道事業者、県警察、事業所、沿道の自主防災組織（自治会）等と協力して帰宅困難者の避難誘導を行う。</p>	